

第45回「上海IPG」会合

日時 2010年3月18日(木)
14:00~
場所 上海龍之夢麗晶大酒店 4階
Ballroom C

【上海 IPG ビックアップ講座】

司会：上海 IPG の各 WG 活動報告を今回と次回に分けてさせていただきます。本日はお手元の議事次第にございますように、記録メディア WG、事務機消耗品 WG、それから農薬 WG の 3 つの WG に 2009 年度の活動紹介をいただきたいと思います。それではまず始めに、記録メディア WG の活動報告をグループ長の渋谷様をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

<講演①>

記録メディア WG 活動報告

記録メディア WG 長 太陽誘電株式会社 渋谷 和行氏

記録メディア WG のグループ長をしている渋谷といいます。それでは 2009 年度の活動報告をさせていただきます。お手元の資料は特に番号がついていませんが、よろしくお願いいたします。記録メディア WG では IPG 会合の場でまだ正式な報告はしていないので、まずはその結成の趣旨からお話したいと思います。日本記録メディア工業会の会員企業が模倣品対策を業界としてやりましょうということで、本 WG を結成致しました。参加企業はソニー、太陽誘電、日立マクセル、三菱化学メディア、富士フィルム、当時五社で 2008 年の 5 月に発足しています。現在は、富士フィルムさんを除く 4 社で活動をしています。中国国内で記録メディアの模倣品を減らし、健全な市場を形成することを目的としています。主な対応としては 2 点あります。1 点目は、商標権の侵害対応ということでパッケージなどの外観で判別できるブランドの商標模倣。2 点目として、詐称 MID 問題といい、ディスクの外観で判別できない模倣であります。CD、DVD 等の記録メディアには必ず製造者の認識コードが入っています。それに加え、どのような種類のディスクなのか、またどういった記録をすれば最適な記録ができるのかといったデータがあらかじめ書き込まれています。これらのデータを MID と言います。この MID を模倣されるというような事態が起きています。MID 詐称と商標権の侵害の対応、この 2 点をメインに活動しています。今回は特に商標権の侵害対応について詳しくご説明したいと思います。

今年度の活動の目的として、販社の自主管理体制の構築というのを掲げました。電腦城の管理会社を対象に管理体制を構築、運用させて、販売店が模倣品を販売しにくい環境作りを目指すことを目的としています。実際電腦城といってもたくさんありますが、具体的には上海万博に向けて模倣品対策が強化されている上海市の電腦城にターゲットを絞りました。その中でも最大級の電腦城である、太平洋電腦城に対して今期アクションを打ちました。こちらが活動スケジュールです。7 月から活動再開と書かれていますが、下にも注意書きが書いてあるように 2008 年の 12 月から 2009 年の 6 月までは、皆さんご存知のように経済不況や新型インフルエンザの影響で、活動を停止していました。というのも、WG のメンバー企業 4 社のうち、半分の 2 社が日本からの出張ベースで対応しており、海外出張禁止命令が出たおかげで約半年間活動を停止しました。その後 8 月に模倣品の市場調査、9 月

に工商局に協力の要請をしています。10月には管理会社を訪問してセミナーを開催したいというお願いをしています。11月には実際に電腦城でセミナーを行い、12月にはそのセミナーの効果を確認するための追跡調査を行っています。3月は、おとといになりますが、電腦城を表敬訪問しています。今からそれぞれについて少しずつお話していきたいと思いません。

まず、市場調査の結果ですが、都市別に模倣品販売状況の結果を示しました。横軸に都市、上海・北京・広州・深セン、縦軸に模倣品の比率を表示しています。2008年に行ったときには、都市に関係なく、だいたい40%くらいの模倣品の比率でした。2009年の8月に行ったときには北京では減少傾向、上海・広州では増加傾向、特に広州では8割を超えるような高い比率になっています。この結果を基に、2009年の9月に工商局に協力要請を行いました。要請先は上海市の工商行政管理局です。販社の自主管理体制の構築を目指して電腦城に対して生産者・販売者・行政、この3者でセミナーをしたい。セミナーに参加してもらって模倣品の現状、消費者への影響等販売店に対して指導をしていただきたいという要請をいたしました。工商局からは、要請は受けられないという返事を頂いています。理由ですが、1つ目として、特定の業界に対する協力はできないということです。2つ目として、9月に要請をしたのですが、国慶節直前だったということもあり忙しいという回答でした。この理由から察するに、1つには地域的な問題がありそうです。例えば電卓WGのお話を聞きますと、義烏市でいろいろ活動をされていますが、義烏市では工商局に協力していただけるということも伺っています。あとは、時期的に国慶節とか春節等の前後は可能性が低くなるのではないかと伺えます。11月は、実際にセミナーを行っています。日時は2009年の11月の10日、場所は上海市の太平洋電腦城の会議室で行いました。内容としては、電腦城の管理会社の副総経理の挨拶から始まり、次に記録メディアの模倣品販売の問題提起と市場調査結果の説明を致しました。その中で、生産者・販売者・消費者、この3者に有益な市場を形成するために模倣品をなくしたいということをアピールした内容になっています。その後、実際の模倣品の判別方法の説明を各社が行いました。その間にアンケートもとりました。記録メディアの利用状況と模倣品の意識に関するアンケートです。これが実際のセミナーの風景ですが、主催者側はWGの企業ご覧の3社、三菱化学メディアさんは都合により欠席でした。ジェットロ上海から宮原さんと、王さん2名。その他、このセミナーを設定していただいた調査会社の方3名が出席致しました。受講者側としては、電腦城の管理会社の副総経理をはじめとする3名、販売店の方60名という参加状況です。写真の左側中央に写っているのが副総経理の方です。右側の写真がその販売店の方の写真です。アンケートの中から、代表として今回のセミナーは意義があったかどうかという結果を載せています。実際に60名参加されて有効回答数が34件、回答率が大体57%でした。この内容に関しては複数回答可能ということで、足せば34件を超えてしまっていますが、ご覧のように比較的好意的なアンケート結果になっています。この結果を基に、12月初旬にこのセミナーの効果を検証するための調査をいたしました。結果は北京、広州については2009年8月ベースの結果とそれほど変化はありませんでした。但しセミナーを行った上海では

2009年の8月にサンプルを購入したときには19店舗からサンプルが購入できましたが、この2009年12月に調査をしたときには日系ブランドが買える店舗は3店舗しかありませんでした。実際、この3店舗のサンプルを買って調べた結果、この3店舗については模倣品を販売しているということが判明いたしました。この上記3店舗については、今月電腦城の管理会社へ表敬訪問する際に、状況報告をして販売店との契約に基づいた対処を要請しました。また、実際セミナーを開催して模倣品が減ったので、ご協力ありがとうございましたというお礼を致しました。この3店舗については、一度注意勧告という形で管理会社のほうから通知をしていただき、それでも再犯するようであれば実際の対処を考えるということで回答をいただいております。

ここまですが今期の活動報告になります。2010年度については、大きく2点考えています。1点目は販社の自主管理体制の構築ということで、今期の2009年度の活動を継続してやっていきます。一部はできましたが、まだ自主管理というところまでは至っていません。引き続き太平洋電腦城との対話を継続するとともに、他の電腦城へも展開していきたいと考えています。2点目は、インターネットの模倣品対策です。実際の販売店舗だけではなく、最近インターネット上での模倣品が目立ってきています。皆さんご承知だと思いますが、インターネットWGが新しく結成されましたので、記録メディアWG4社のうち3社がこのインターネットWGに参加してこちらとの連携を図っていきたいと考えています。以上、記録メディアWGの活動報告を終わらせていただきます。

司会：ありがとうございました。何点かご質問を受けたいと思いますので、質問がございます方、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。はい、なければこれで活動報告終わらせたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして事務機消耗品のWG活動報告をグループリーダーの松島様をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

<講演②>

事務機消耗品 WG 活動報告

事務機消耗品 WG 長 コニカミノルタ（中国）有限公司 松島 重夫氏

コニカミノルタ（中国）の松島でございます。事務機消耗品WGを代表しまして、2009年度の活動報告を報告させていただきます。今日の私の話ですが、私どもの業界が直面する問題、2008年度までの活動の振り返り、2009年度の活動及び来年度に向けての活動の4点を述べさせていただきます。

まず我々の業界が問題ですが、事務機消耗品、即ち、皆さんが日常お使いになっているトナー及びトナーカートリッジに関して、中国市場では互換品、模倣品、及び横流れ品が流通し、真正品が侵食されていますが、その対策はモグラ叩きの様相を呈しています。具体的に申しますと、弊社の場合年間100件近くのレイドアクションをやっていますが、

その効果に関してはよく分からないのが実情です。

2008年度までの活動を振り返りますと、中国における事務機消耗品市場の実態把握から取り組みました。まず作戦を立てるには現状どうなっているか、そこを探ろうということです。次は戦略的対策に資する仮説の構築です。私どもの業界では、互換品メーカーが集まった祭典が毎年あります。上海リチャイナという名称ですが、ここで共同調査を行いました。出展していた企業の中に、流通の最上位に位置する某トナーの製造会社がありまして、その流通実態調査を2008年度はフェーズ1&2と実施しました。具体的には、某トナー製造会社の取引先調査と特定取引先の精査です。

2008年度の成果ですが、これは前回報告させていただきましたが、中国における事務機消耗品市場の実態が少しでも把握できた事です。また、事務機消耗品の互換品及び模倣品に関する仮説（某トナー会社を頂点とするサプライチェーンの存在）の構築とその立証ができた事です。

次に今年の活動に移ります。後で具体的な資料をお見せいたしますが、分業化、巧妙化の実態把握とその対策立案を行いました。新たな切り口での模倣品対策の探索ということで、2008年度から調査してきたトナー流通実態調査を継続して、2009年度はフェーズ3として、法的論点の整理と証拠の探索を行いました。

その他の活動として、上記調査とは関係ありませんが、珠海市で開催されたリマックスという別の事務機消耗品の互換品等の祭典に関し調査を行いました。また、消費者向けの教育啓蒙活動を行いました。

さて、これが2009年度の大半の時間を費やして行ったトナー流通実態調査フェーズ3の内容です。フェーズ2までの調査結果に基づき、担当の調査会社の宇傑事務所さんに加えて里格法律事務所さんにもご参加いただき、調査の進行と戦略な対策に向けて、毎月1回の会合を開催しました。法的論点の整理及び証拠の探索等の技能を精力的に行い、分業化、巧妙化した事務機消耗品の互換品と模倣品の流通実態の一部が解明できました。

ここから結論的な話になりますが、分業化、巧妙化した模倣品業者とそのサプライチェーンを一網打尽することは、現状の中国の環境下では困難であるということが理解できました。この点に関し、これいろんな意見がありますが、少なくとも私の理解では無理だろうなと思います。何で無理かと申しますと、証拠収集が困難、いわゆる故意の立証が極めて難しい事です。サプライチェーンなのか、又はシンジケートなのか、サプライチェーンは単なる需要と供給の関係に基づく取引ですが、それともある悪意のもとでのシンジケートが存在しているのかと言う事になりますが、非常に難しい事です。調査で得られた知見をベースに当局を訪問し意見交換を行う予定になってはいますが、春節、全人代等がありましてなかなか実現には至っておりません。

今日の私の話は報告書という形で2008年度に引き続き2009年度も発行されると聞いています。これはお手元の資料にはありませんが、生データで出してあります。細かくてよく分からないと思いますが、分かるとまずのいで、この方が良いです。

2年間の調査がこの1枚の紙に集約されると、そう思っただけであれば良いと思います。

一番上に位置するのがトナーの製造会社です。トナーというのは化成品でして、いわゆる装置産業です。ですからなかなか移動できません。このようなトナー製造会社が少なくとも中国には3カ所あると聞いています。第一階層のトナー製造会社に下に、第二階層の卸・加工業者が300社以上あり、さらに第三階層の末端の小売に至ります。この図では第二階層が2つしかありませんが、実際は300社以上あり、末端の小売に至っては恐らく1万社以上存在していると思います。我々がレイドアクションで日常たたいているのはこの第三階層ですが、第二階層もたまに挙がるようです。

この図の赤で枠をしてあるのは、いわゆる商標権侵害等の非合法的取引を行っているところです。黒の枠は合法的な取引を行っているところです。

これは最近あげた大手の模倣品製造・販売業者で、刑事事件で立件され懲役刑になりました。このようなケースはレアです。また、左側の例のように赤と黒が混在しているものもあります。これは、表向きは合法の互換品メーカー、裏では利鞘の高い模倣品との商い、という2つの顔をもっています。ここをたたくのはなかなか難しい事です。この1枚の絵でこれだけかと思うかもしれませんが、これが2年間の結果です。

ここまでがトナー流通実態調査の話でして、これからの話は全くガラッと違った切り口の話です。リマックスという展示会が珠海で開催されましたが、私どもの業界で直面化しているリサイクル品が結構出典されていました。このリサイクルの観点を入れて調査を実施しました。上海で開催されるリチャイナは、今年はモーターショーが開かれる会場で行われる程盛況ですが、リマックスは珠海開催ということで、山が見えているような田舎で会場もこじんまりしてお客もそんな多くはありませんでしたが、リサイクル関連データが取れました。

次は、費用対効果をあげる新たな切り口での模倣品対策です。消費者向けを含めて教育啓蒙活動行っていく事です。直近の例としては、広東IPGのパフレット作成に参加しました。今日、受付で配布され皆さんのお手元にもあるかと思います。最初は事務機業界として1枚ものというお話でしたが、業界まとめたの形になりました。これが試作品の段階での事務機業界のパフレットです。

以上が2009年度の活動です。今後の活動といたしまして、再犯の実態把握とその対策があります。模倣品業者はやめたとは言ってもまた名前をかえ出役していますので、その実態調査を行います。

次は、毎年行っている展示会共同調査です。今年も新たな観点でリチャイナ又はリマックス共同調査を行う予定です。

それから先ほど少し申し上げました、各方面への教育啓蒙活動です。これはメディアを活用して模倣品に対する毅然たる態度を示す事は、模倣品業者に少しは効果があるのではないかと考えています。

もう一点は、私ども事務機の業界団体が日本に存在しており、JBMAとありますが、このJBMAとの連携活動です。模倣品対策は業界単位が、一番効率が良いのではないかと考えており、連携をとりながら対策を進めていきます。連携の第一歩が今日の感謝式

であります。以上雑駁ではありますが、ご報告をこれで終わりとさせていただきます。

司会：松島様、ありがとうございました。それでは同様にいくつか質問をお受けしたいと思えます。質問ございます方、挙手をお願いいたします。ございませんでしょうか。はい、そうしましたらまた次の報告に移りたいと思えます。松島様どうもありがとうございました。

それではピックアップ講座の最後になりますが農薬 WG の活動報告をグループリーダーの荒井様にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

<講演③>

農薬 WG 活動報告

農薬 WG グループ長 日曹達貿易（上海）有限公司 荒井 良昌氏

それでは、最後になりますが、農薬 WG グループリーダーをしております荒井でございます。まず農薬 WG につきまして簡単に、ご説明します。農薬 WG の会員は 6 社です。2007 年 6 月に石原産業、クミアイ化学、住友化学、日産化学、日本農薬、日本曹達の 6 社で発足しております。日産化学さんは上海に事務所がありませんので日産化学さんの商社部門の日星産業さんが代理で参加されております。なお、WG の会合は年 6 回、IPG の会合の前後で 2 ヶ月に 1 回行っております。それでは 2009 年度の活動概要について、お話をいたします。まず展示会における知財権の侵害調査ですが、毎年、年 1 回農業部主催の大きな展示会が開かれております。昨年は、11 月に山東省の済南で 3 日間行われました。来場者が約 11 万人、それから展示企業が約 1,100 社、そのうち農薬企業が約 800 社というような大々的な農薬の展示会が行われております。まず 1 日目に、展示会場で権利侵害品の展示状況の調査を行います。調査会社に委託し、調査を行います。2 日目に現場への行政執行を行います。だいたい、こういうパターンで行政執行を実施しております。その前に必ず開催地の関係当局、今回は山東省及び済南市です。1 ヶ月前に山東省 AIC と済南市に訪問し、この展示会が開催されることと、そこで、もし権利侵害品があれば直ちに摘発してくださいというお願いに参っております。先ほど言いましたように、主催が農業部なので、北京の農業部に対し侵害品を展示させないでくださいという手紙を持参しお願いに伺っております。それから約 1 ヶ月前に、この展示会で調査実施後の当局による現場摘発についての事前了解を得ております。今年は、後でお話しますが、調査会社が調べたところ侵害品の展示が 1 件しかありませんでした。我々の事前の協力依頼が功を奏しまして、下に書いていますように知的侵害品を出展してはいけない、もし、侵害品が発見され次第、行政機関により摘発を行う、また、摘発された企業は今後、展示会に出展することは一切受け付けないということです。なお、当局より通達が前もって出ていたみたいです。1 件ありましたけれども、ここに書いていますように住友化学さんの違反物件があったのですが、執行日には、違反業者がブースに出展しなかったために、執行はできませんでした。こういう形で今年は 1

件になっております。この下のほうに書いていますけれど、06年から4年間行っておりますが。アモイから長春までで、21件、17件、8件と減ってきました、ついに去年は1件まで減っております。この06年から08年の状況を取りまとめて先ほどの農業部及び関連当局に去年の5月に状況報告とお礼に行っております。それから後で写真をお見せしますが、新たな問題点が出てきました。展示ブースには違反品はないのですが、展示会場の外、道端で偽物の袋とかを展示していました。また名刺を配っている業者を多数見かけました。その中で一番ひどいと思われる業者を、広東の企業ですが調査をしております。ここに写真がありますけれども、この展示ブースには違反品は1件だけだったのですが、この外で、特に入り口付近で、かなりの違反品の袋とかを配っているという状況でした。これらは摘発不可能ということで新たな問題が起こっております。

次に地方当局との共同プロジェクトですが、農薬WGでは地方当局との共同プロジェクトにより侵害判別セミナーを行っております。その日のうちに市場検査巡回を同時に実施することを活動のベースとしております。まず、去年は2回侵害セミナーと市場検査を行っております。まず5月に江西省の贛州市で侵害鑑定セミナーと市場検査巡回を行っております。その前日に江西省AICで省内セミナーの開催協力に対する謝意と今後の交流ということでお話をしております。翌日に贛州市に参りまして判定セミナー、それから市場検査巡回をおこなっております。贛州市ではAICの方約40人に参加していただきまして、侵害判別セミナーを開催しました。その後で当該AIC管轄の農薬市場を検査巡回したところ、日本曹達、それから日本農薬さん、それから住友化学さん、この3つの会社の商標侵害品を発見しました。その摘発の為に3つの会社より製造会社に対して警告状を発送しております。また、省AICと贛州市AICに礼状を発送しております。

次に、7月に雲南省の麗江市で同じように侵害判定セミナーと、市場検査巡回を行っております。AICの職員が約45名出席していただきまして判別セミナーを開催しました。その後市AIC管轄の農薬市場を検査巡回しAIC職員の方が10名、参加していただきました。ただ良かったことは模倣品及び権利侵害品は発見できなかったことです。最後にこの当該AICにもお礼状を発送いたしました。それが地方当局との共同プロジェクトでございます。

3つ目は先ほどの農薬WG6社で、こういう侵害判別手帳を作成しました。AICとのセミナー或いは問屋、2次問屋あたりに配布し侵害判別が簡単にできるということで作成しました。これは住友化学さんのページでございます。それから日本農薬さん、それから日本曹達となっております。こういう風に農薬の全ての侵害が判別できるような手帳を作成し配布しております。

それから昨年もお話したと思うのですが、農薬の日本のメーカーの団体であります日本農薬工業会、JCPAと略するのですが、この団体と連携体制を維持しております。2008年1月に農薬WGと農薬工業会との業務提携覚書を結び、お互いに協力し活動を行っております。業務提携の内容ですが、ここにいろいろ書いておりますが特に5番6番にあるように情報交換会ということで毎年1回農薬工業会の方が上海のWGに出席し、それから我々WGの人間が東京での国際委員会という委員会があるのですが、そこへの出席を行っております。そ

れから、国際委員会と上海農薬 WG での会議の議事録等の資料の共有化を図っております。今後も JCPA との連携体制の強化を維持していきたいと思っております。先ほど申しましたように、合同会議は去年 4 月と 11 月に 2 回行っております。

最後になりますが、2010 年度の活動計画についてお話しします。地方当局との共同プロジェクトの継続ということで模倣品が非常に多いと言われている場所でセミナー、市場調査及び摘発を実施していきたいと思っております。今年は四川省と黒龍江省を予定しております。来月早々、まず四川省の TSB にちょっと、ご挨拶に行つてセミナー及び市場調査、摘発の実施のお願いに行きたいと思っております。それから、先ほど言いましたが展示会については、かなり良い結果が出ています。今年で 5 年目になるので最後にしたいと思っておりますが、また 11 月に展示会が黒龍江省のハルビンで、すみません、9 月に行われます。知的財産への保護調査として、侵害品が 0 になることを期待して、これを継続したいと思います。

次に江蘇省 TSB とブラックリストを利用した調査を行っておりますが、その中で再犯した会社に対する罪を重くできないかという調査を新規で行いたいと思っております。

それから最後ですが農業部と知的財産権についての定期的な意見交換ができないかと、新規で農業部との交流活動ということで計画を立てております。

以上 2010 年度の活動計画はこの 4 つを柱に、また農薬 WG として活動を強化していきたいと思っております。以上でございます。

司会：ありがとうございました。そうしましたらまたご質問があればお受けしたいと思います。ご質問ございます方、挙手をお願いできますでしょうか。

質問者：ホンダの加藤でございます。ご講演ありがとうございました。1 点質問させていただきたいのですが、ご説明内容の中に JCPA でしたですか、日本の業界団体との連携のお話があり、今年度は意見交換会乃至情報交換を行うお話があったと思います。来年度或いは今後、そういった日本の業界団体とワーキングとの間で活動を個別に行い、相乗効果を上げるようなお考え、あるいは具体的な活動として計画なり構想としてあるのでしょうか。

荒井様：2010 年度の活動計画の中の 4 段目にありますように、この農業部との交流活動に関して、日本農薬工業会とタイアップし、これを目玉とし、活動を行っていきたいと思っております。農薬の場合は登録制度がございます、登録取得に関し知的財産権があり、データを使うのですが、その辺に問題がいろいろありまして、この登録制度についても日本の工業会のバックアップで、なんとか農業部の方と折衝できないかと思っております。

司会：どうもありがとうございました。

ほかにご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。なければこれで農薬 WG の報告を終わりにしたいと思います。荒井様どうもありがとうございました。それではこれで

ピックアップ講座のほうは終了にしたいと思います。予定通り 3 時から全体会合のほうを開催したいと思いますので、それまで休憩時間とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【上海 IPG 全体会合】

<第 1 部 各種承認・連絡事項>

司会：それでは第 4 5 回上海 IPG 会合を開始します。最初に配布資料の中で、報告事項と関連しないものについて説明させていただきます。資料の 20 番から 22 番まで、上海市、浙江省、江蘇省の戦略綱要、この 3 つを入れさせていただいております。浙江省、江蘇省の知識産権局等から皆様にご紹介くださいという話をいただき、今回配布させていただいた次第です。それから資料の 16 番としてアンケートを挟んでおります。今回は非常に質問項目も少なく、非常に簡単な形になっていますので、終了の後に皆様のほうでご記載の上事務局に提出していただければと存じます。

それでは議事次第に沿いまして、議事事項進めさせていただきます。まず第一部、各種承認連絡事項の 1 点目として、新規運営幹事の就任について、皆様からのご承認を賜りたいと思います。ご承知のとおり前回の IPG 会合をもちまして、前幹事のシャープの林様をご帰国されまして、この度私ども事務局及び幹事会のほうからカシオの長澤様に新しい幹事を引き受けいただければとご依頼をしたところでございます。本日は皆様より拍手を頂戴して、幹事就任のご承認をいただきたいと思っております。ぜひよろしくお願い申し上げます。それではご承認いただける方は拍手をお願いします。(拍手)では長澤様、一言だけごあいさつお願いできますでしょうか。

長澤様：カシオ上海の長澤です。上海に赴任以来 1 年になります。上海 IPG では、主に電卓 WG と水際 WG、立法研究 WG でお世話になっています。これら WG では、様々な役立つ情報を頂いております。今回上海 IPG 運営幹事をお引き受けすることで、微力ではありますが、皆様のお役に立てればと思っております。宜しく願いいたします。

司会：それでは続きまして報告事項に移らせていただきます。まず立法研究 WG と IIPPF の会合の開催報告について幹事の福永様にお願いいたします。

福永様：重機中国の福永です。IIPPF 及び IPG 立法研究 WG の意見交換会についてご報告いたします。前回の IPG 総会の翌日、1 月 22 日、9 時からジェトロ上海様の会議室で IIPPF の日本からいらした皆様と立法研究 WG で会合をもちました。最初に IIPPF の方から昨年行われました実務ミッションでの訪問の報告、及びそのミッションでの建議事項に関する今後のフォローについて、フォローの対策、方策などの報告がありました。また訪問時の中国側機関の対応については、前前回までの対応と違って、事前に政府機関側で回答を準備するなど、態度に変化があったと前向きに評価されておられました。その後、立法研究 WG から建議に関するフォロー、方策に対する意見を提示させていただいております。続いて後半のほうで今後の IIPPF と IPG の連携の方法について意見交換が交わされました。以上で報告を終わります。

司会者：ありがとうございます。続いて先般、特許が中心になって行いました特許法改正に関する意見交換会について、同じく福永様からご報告いただきます。お願いします。

福永様：特許法改正意見交換会について報告させていただきます。同じく前回 IPG の翌日なのですが、3 時からジェットロ上海様会議室で勉強会を行いました。特許 WG が中心となっていますが、特許実務に興味があり、普段から交流をしています上海の IP 研究会のほうにお声かけして、いっしょに行なっています。2009 年に改正された特許法なのですが、長らく実施細則・審査指南などが発表されずに気をもんでいたところ、ちょうど勉強会開催の直前に実施細則など交付されまして講師をやられた天達法律事務所の張先生も事前に目を通して臨んでいただきました。勉強会に当たりましては特許 WG のほうで特許法改正、改正箇所に対応したテーマを 6 つほど挙げて事前に質問を投げかけさせていただいていました。事前に質問事項を挙げていましたが、張先生の講演後、当初準備した質問以外も多く交わされ、非常に有意義な勉強会だったかと思います。以上、報告いたします。

司会者：はい、ありがとうございます。それでは続きまして先週広州で行われました IPG のグループ長会議の結果について、グループ長の久永様よりお願いいたします。

久永様：資料 4 のほう、ご覧下さい。この 3 極 IPG グループ長会議は 3 極 IPG の連携を強め、情報交換を促進し IPG 活動を効果的にやっていこうというものです。4 番目のところに内容が書いてあります。時間の関係からごく簡単にポイントだけをご説明して参ります。北京 IPG からは模倣品対策から特許、意匠へ重点を移しき、民間支援をより充実させていくとの説明がございました。ごく最近 3 つの WG、WG1、2 及び 3 が立ち上がっております。一つは法律運用関連の WG、もう一つは特許事務所等の代理人調査評価の WG、そして企業研究 WG の 3 つです。企業研究は知財活動については活発な中国企業或いは外国企業で中国で活動している企業についての調査を行うというものです。ご関心がありますメンバーの方は是非こちらの WG にもご参加下さい。上海 IPG からは模倣品対策だけではなく、意匠権侵害、特許権侵害などの活動へと範囲を広げ、そのために特許 WG、立法 WG を設立した等の説明を致しました。広東 IPG はジェットロと広東省政府が締結した覚書に基づいて、シンポジウム或いは複数の知財関連部門が参加する座談会、人材教育などを実施していく等について説明がございました。ページをめくって頂きますと 6 番目のところに記載されていますが、IPG 活動への参加注意事項、これは前回の総会でご説明致しました内容についても確認致しました。また、このような機会ですので、各 IPG が抱えている問題について簡単に討議致しました。尚、ここに書いておりませんが、広州 IPG につきましては、なかなか参加メンバーに大勢ご参加頂けていないという状況があり、総会もなかなか開けていないという状況です。もしも時間、それから費用の点で余裕がございますならば、皆様方には是非広東 IPG の活動にもご参加頂き、ご支援頂きたく存じます。最後のポイントは税関総署からの依頼です。簡単にご説明致しますが、昨年 7 月に施行されました企業分類管理弁法に基づきまして、税関総署が改訂を検討中であり、現在 IPG としての意見が求められています。IPG の水際 WG、それから北京の中日商工商会で見解を集約し、更に QPPG と連携して、

税関総署からの依頼に対応していく予定です。また別途ご報告があるかと思えます。以上です。

司会者：はい、ありがとうございました。続きまして1月21日に行われました四川省 TSB 向けの真贋識別セミナーについて報告させていただきます。こちらの概要は資料の5番ということでお配りしております。一応スクリーンにも当日の概要を写真でお伝えしております。資料の5番に記載されていますとおり、13社のIPGメンバーの皆様にお集まりいただいて通常通りの真贋識別セミナーを行いました。資料5番の最後に書いてございますが、出席者向けのアンケートにおいても概ね好評いただいております。全体的な評価は、「やや満足」まで含めると、100%が「満足」となりました。一方で今後の改善点としては、休み時間の展示ブースの展示品について、もう少し種類を多くしてほしいですとか、或いは真贋識別の資料の内容をもう少し詳しく、細かくしてほしいといったものがいくつか提示されておりました。当日先方の約100人近い方が参加されて、非常にいいセミナーだったのではないかと考えております。会場の様子は全体のスクリーンに映してる通りです。

つづきまして、模倣品水際対策WGの活動報告、及び2010年度計画について、グループ長の石川様よりお願いいたします。

石川様：YKK中国の石川と申します。よろしくお願いたします。まず資料6の1をご覧ください。2009年活動レビューがありますが、時間の関係で割愛させていただきます。2010年の計画、活動計画ですが、これも時間の関係でポイントだけお話させていただきたいと思えます。来年2010年度新たな取り組みとして、メンバー企業が30社ほどと増えており、且つ水際Wは業界横断的なWGとなっておりますので、そのWG内に新たにタスクフォースを立ち上げ、テーマを深掘りして活動を考えております。資料をご覧くださいただただと思えますが、今後細かい調整は入るとは思えますが、これをベースに2010年度活動していきたいと考えております。続きまして資料の6の2をご覧ください。2月3日ですが、税関総署をWGの幹事メンバーと事務局の方々と訪問いたしました。色々こちらの要望事項も伝えようと思っておりましたが、その中で先ほど久永グループ長からもお話があった通り、今税関総署が、企業分類管理弁法の改正を進めておりますが、それはなぜかという、通関代理業者からその弁法自体が厳しすぎると、プレッシャーをかけられており、それに対して直接通関代理業者と権利者が会話をし、ある合理的な検査義務を明確にした弁法に改正していくことになっております。そのようなこともあり、先ほどもお話があったとおりQPPCと水際WGが連携して、権利者側の立場での合理的義務を明確化していくように考えております。もともと3月に開催予定でしたが、今のところ4月に延びそうなので今後またQPPCとも会合しながら、もうちょっとつめていきたいと考えております。私からは以上でございます。

司会者：はい、ありがとうございました。つづいて自動車・自動車部品WGの最近の活動報

告についてグループ長の加藤様よりお願いいたします。

加藤様：本田中国の加藤でございます。自動車・自動車部品ワーキングの最近の活動としまして、2項目ほど簡単にご紹介します。まず1項目ですが、杭州市で2月4日に行われました部品市場の摘発活動がございます。これはワーキングで事前調査を行い、その後侵害看板の告発を行いまして、それに基づいて AIC が我々権利者立会いのもとで摘発を行ったということでございます。弊社の場合ですと、合計10店舗の不正看板或いは部品の差し押さえを実施していただきました。この際に AIC が自主的に地元のメディア、新聞社或いはテレビ局なども呼び取材をさせ、その後新聞などでPRをしていただきました。部品市場で販売している部品が偽物であるということを十分理解できていない状況がございまして、その意味で有意義な啓蒙活動にもなったと思います。2点目のほうですが、3月5日に行われました価格認定プロセス研究会ということで、同じく杭州の AIC と TSB で、それぞれ物価局の代表の方々にも参加いただいて、刑事移送の基準であります不法経営金額の算定方法についてディスカッションを行いました。今回は昨年9月に引き続いて第2回目の位置づけでございまして、前回と比べより実務的でより詳細な意見交換会ができたと思います。今後は公安や検察と同様の意見交換会を行う、或いは今日午後のWGでもディスカッションしましたが、より運用課題が多い広東の広州市で同様の活動を行いまして価格認定の運用の透明化を図っていきたくております。以上でございます。

司会者：ありがとうございました。つづきまして、インターネットのWGが立ち上がりましたので状況をご報告させていただきたいと思います。資料の7番にございますとおり、正規メンバーとして/5社様、それからオブザーバー参加として1社様にお申し込みをいただいているという状況です。昨日第1回の会合を行いまして、当初段階ということですのでメンバー皆様からこんなことをやってみたいというようなご希望をお話いただいた上で、これからの活動の課題を整理しました。引き続き今後も会合の席で皆様に活動の内容をご紹介できればと考えております。

それでは続きまして、貢献部門感謝式の選定結果等について松島様にご報告をいただきます。

松島様：コニカミノルタ(中国)の松島でございます。お手元の資料8と9をご覧ください。まず資料8ですが、これが2009年度知的財産権保護貢献部門表彰式、選定委員会の開催報告並びにその結果でございます。表彰式は本年度で3回目を迎えました。名前は変更になっておりますが、今回で3回目です。

皆様から応募があった29件に関して選定委員10名で審査をいたしました。1次スクリーニングそれから当日の選定委員会と、この2段階を経まして、選定の結果、1枚目をおめくりいただいて2ページ目にあるように、総計9件、内AICが3件、DSBが3件、税関が1件、公安が2件ということで9件を選定いたしました。選定の方法に関しては、ここに書

かれているように定性評価と定量評価の両面で審査行いました。

資料 9 をご覧下さい。これは当日の式次第でございます。まだ固まってない部分もございます。別途詳細な連絡が事務局から行くと思いますので、それをご覧下さい。

開催日時は 2010 年 5 月 20 日で上海 IPG 総会の日と一緒にとなっております。場所はハイアットオンザバンド、参加者は予定の方を含めまして、中央政府関連部門以下 160 名でございます。式次第等の詳細は、資料 9 をご覧になっていただければと思いますので、割愛させていただきます。以上でございます。

司会者：ありがとうございます。中方の来賓について、現在までのところ国家知識産権局の保護協調司武副司長、それか TSB と税関総署から必ず人を出すということお話いただいております。当日はぜひ、皆様ご出席くださいますようお願いいたします。

それでは続きまして 2008 年度貢献部門(TSB)の日本招聘について幹事の大上様よりご報告いただけますでしょうか。

大上様：住友化学のおおがみです。それでは日本招聘について簡単に説明させていただきます。今月の 8 日から 13 日まで江蘇省、広東及び沛県のそれぞれの TSB が経済産業省、ジェトロ本部、愛知県庁、トヨタ、及び弊社住友化学を訪問し、シンポジウムを開催するとともに意見交換を行いました。尚、愛知県は江蘇省と姉妹都市、トヨタは広東 TSB の推薦企業、住友化学は沛県 TSB の推薦企業です。弊社は昨年の BPA で沛県 TSB を推薦し、沛県 TSB は貢献部門に選ばれました。今回その沛県の TSB に弊社にもご来訪いただき、中国での模倣対策において我々現地法人と地方の行政当局が協力して成果が出ていることをアピールでき、弊社内での認識も深まりました。また TSB の方々も日本でいろんな経験ができて満足されている様子でした。このような活動は IPG と地方当局の信頼関係を深める上でも有意義だと感じられました。以上です。

司会者：ありがとうございます。もともとこの招聘事業は昨年度の貢献部門感謝式の受賞者の方をご招待したいという趣旨ではじめたものです。スタートが非常に遅れて全ての部門にお声がけするのは難しい状況でしたので、今回は TSB のみご招待しております。

続きまして、江蘇省 TSB ブランド保護連携フォーラムの 2010 年度活動及び総会について幹事の岩間様、お願いいたします。

岩間様：カネボウ化粧品の岩間でございます。資料 10 と 11 をご覧下さい。

江蘇省 TSB とのブランド保護連携フォーラムは、2007 年にスタートして以来既に 3 年経過致しました。この間江蘇省 TSB とは様々な取り組み活動を続け、両者間には既に大変太いパイプが出来上がりつつあることは皆様方もよくご承知のことと思います。今や江蘇省 TSB の上海 IPG に対する支持は大変心強いものになってきておりますし、様々な形で支援を頂いております。

2010 年度の活動に関しましては、何をするかということに関しましては前回の全体活動でも説明を申し上げておりますので詳細は割愛致しますが、資料 10 にございますように代理店からの情報に基づく摘発活動、ブラックリストの活用或いは情報提供、等のテーマに関しまして、記載されておりますメンバー様よりお申し込みを頂いておりますので、今後こういった面での展開も活発になろうかと思えます。

本年の総会でございますが、資料 11 の通り、日時は来月 4 月の 26 日の週ということで先方と話を進めております。日本的な感覚では、一ヶ月前にまだ日にちが決まらないのは奇異な感じが致しますが、国家質量監督総局や江蘇省政府の副省長クラスといった政府幹部クラスの出席を要請しており、皆様ご承知かと思えますが、中国では政府の上のクラスというのは、2、3 週間前にならないとなかなか予定が決まりません。

現在当方からは 4 月 26 日の週の前半、26 か 27 か 28、前半 3 日ぐらいまでの開催を強く要望しております。この週の後半になりますと、今年からは 1 週間から 3 日に短縮はされましたが中国では 5 月の労働節休暇がございますし、日本からお越しになる方もゴールデンウィークにかかり都合が悪い可能性が増えるかと思えますので、極力この週の前半 3 日以内に開催することを強く申し入れておりますが、今申し上げましたような理由で日にちの確定はもうちょっと時間がかかりまして 4 月に入ってから確定されるかと思えますので、悪しからずご了承頂きますとともに、ぜひその頃の日程を空けておいて頂き、多くの皆様のご参加をお願いしたいと思います。

総会開催場所は南京市内のホテルを予定しております。先方の参加者はこの資料に書いております方々を現在要請中です。時間は午後 1 時からの開始で、プログラムも資料に記しておりますが、夕方 5 時半からは会食という予定でございます。

この活動に関しましては 3 年前にスタートした時から日中それぞれのマスコミからも熱い注目が注がれておりますし、その中で多くの実りある活動がなされてきたのでございますが、本年の総会に関しましても、皆様ご多忙だとは存じますが、是非多くの企業様にご参加頂きますようお願いを申し上げます。ご説明は以上でございます。

司会者：ありがとうございました。＜第 2 部＞意見交流会につきましては、個別に企業様に内容等に関してお話をさせていただいている段階です。こちらについても後ほど決まってきましたらまたご案内させていただきます。それでは続きまして、承認事項上海 IPG2010 年度活動計画について皆様のほうにご承認いただければと思います。昨年秋の IPG の事業実施アンケート、それから前回の IPG 会合で森永よりご紹介したパワーポイントの「検討資料」とですね、それから前回皆様にお書きいただいた事務局、幹事会提案に対する回答アンケート、この 3 つを検討しまして幹事会において 2010 年度計画案を作成しましたので皆様へ幹事長の久永様よりご紹介いただきます。よろしく願いいたします。

久永様：お手元の資料 12 及び 13 に基づいてご説明致します。12 は 2010 年の事業実施アンケートの結果でございます。アンケートにご回答下さいまして、ありがとうございます。

今からは資料 13 に基づき 2010 年度上海 IPG 活動方針案についてご説明致します。1 ページ目には 2009 年度の活動方針について 3 つ書いてございます。時間の関係から 1 つ 1 つは読み上げません。活動報告の内容につきましても総会でご報告しておりますし、皆様には各活動にご参加頂いておりますので、この部分についての説明も省略させていただきます。2 ページ目の下のほうに環境の変化と会員ニーズを書いてございます。この環境変化と会員ニーズに基づきまして 2010 年度の活動方針を立案しています。環境変化につきましては 5 つ書いてあります。アンケートの結果につきましては 3 ページ目の一番上のほうに要領よくまとめられていますので、この点については少しご説明致します。1 番目としましては特許・意匠権侵害などの模倣品対策以外の知的財産問題への対応の強化、対応に際する問題点の抽出と分析です。これらについて情報共有範囲の拡大の希望が出ております。またインターネット上の権利侵害問題への対応の強化、この点についても要望が出ております。それから、目標達成手段、効果検証、このような点についてもコストの点から検討が必要であろうということです。また、今年の 5 月から 10 月にかけて行われる上海万博の開催、この時にどのように知的財産権保護の雰囲気上海で醸成されるのかということもウォッチしていきましょうということです。以上に基づきまして、上の 3 分の 1 のところに書いてます活動方針を立案致しました。昨年度と同じく 3 つございます。1 番目につきましては 2009 年度と変わりございません。それから 3 番目の部分につきましても 2009 年度と変わりございません。2 番目のポイントにつきましては大幅な修正になりましたので、少し読み上げます。模倣品とそれから権利侵害即ち専利等を含めた権利侵害、それから各種の規制問題などへ対応、この 2 つが新しい言葉です。尚、幅広い範囲を対象とした課題抽出、分析、解決手段の検討を実施し、関連する情報の発信、それから会員の皆様間の情報共有の範囲を拡大深化させるということになっております。活動内容につきましては基本的に従来と変わりございません。従来どおり総会或いはピックアップ講座等を実施して参りますので、是非ご参加頂きたいと思っております。以上の 2010 年度の活動方針についてご承認頂きたい、この場で拍手をもってご承認頂きたいと思っております。如何でしょうか。(拍手) どうもありがとうございます。

司会者：ありがとうございます。皆様の拍手をもって承認とさせていただきます。続きまして 2009 年度の第 4 回の中国知財関連法勉強会について幹事の布川様よりご紹介いただきます。よろしくお願ひします。

布川様：ジェイテクト中国の布川でございます。中国知的財産関連法の勉強会のご報告をいたします。前回は、第 4 回が 1 月の 22 日に上海国際貿易中心で行われました。参加人数 40 名と、多数の方々ご参加お疲れ様でした。次回は、資料の 14 の 2 枚目、明日 5 回目が行われます。残念ながら今回最終回となります。例年通り、成果の確認テストを実施しまして成績の優秀者を、次回のこの全体会で発表して表彰をする予定でございます。また、例年通り 2009 年度の計 5 回の勉強会のうちに 3 回以上出席された方に修了証を交付いたし

ます。明日の勉強会に、まだ申し込みをされていない方で参加のご希望のある方、本日事務局まで連絡してください。以上です。

司会者：ありがとうございました。続きまして先ほどグループ長会議の報告でも言及いたしました IPG 活動参加の注意事項について、幹事の松島様よりご紹介をいたします。

松島様：お手元の資料 15 をご覧ください。IPG 活動への参加に当たっての注意事項と書いてありますが、これはお願い事項でもあります。一口に言って、社会人、企業人としてふさわしい行動をとってほしいということが結論でございます。共通事項といたしまして、キーワードを挙げますと、時間厳守、それから活動中の私語飲食は慎む、それから携帯電話はマナーモードと、当たり前のことでございますが、以上を守っていただきたいと思えます。

真贋鑑定セミナーですが、先ほど来、いろいろな WG で発表がございましたが、中国政府とのイベントであります。その中で、只今、申し上げたような行動をとると非常に恥ずかしいことですので、皆様の部下にご指導の程、宜しく願いいたします。

また、真贋鑑定セミナーの発表割り当て時間に関して、これは参加される企業様をお願いしたいのですが、15分と決まっても 30分間とうとうと発表をする会社もございます。他の皆さんのご迷惑になりますので、割り当て時間に関しては遵守していただきたいと思えます。以上よろしく願いいたします。

司会者：ありがとうございました。それでは最後になりますが、ご承知の方も多いかと思います。ジェトロ北京センターに新しく高祖が赴任しましたので、一言ご挨拶させていただきます。よろしく願いします。

高祖様：ただいまご紹介に預かりましたジェトロ北京センター知識産権部の高祖と申します。昨年 12 月に、日本国特許庁から出向で参りました。今後、IPG 事務局として北京 IPG のみならず、上海 IPG の活動もサポートさせていただければと考えております。よろしく願いいたします。また先程、久永グループ長より、IPG グループ長会議のご報告をいただきましたが、その中で言及がありましたとおり、北京 IPG では、先般、知財研究 WG1～3 が発足いたしました。WG1 では、専利権、商標権に限らず、独禁法や標準化などの法律について研究を行います。WG2 では、代理人事務所の活用評価等、主にマネジメントの面から研究を行います。そして WG3 では、例えば Huawei に代表されるような中国の大手企業について、知財戦略を含めた企業戦略について研究を行います。WG1～3 についてご興味、ご関心をお持ちの方は是非ご連絡をいただければ幸いです。また、北京 IPG の会合につきましても、北京センター知識産権部のホームページ等を通じて開催のご案内をさせていただきますので、ご興味、ご関心をお持ちの方は是非ご参加を検討いただければ幸いです。以上、簡単ですが挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

司会者：では以上をもちまして報告事項のほう、おしまいとさせていただきます。幹事の皆様、お席のほうへお戻りいただけますでしょうか。

それでは続きまして講演会のほうに移らせていただきます。本日はWGの報告もう1件とテーマ別講演2件、合計3件ございます。1件目は、特許WGの新しくグループ長になられました重機の福永様よりお話をいただきます。ではよろしくお祈いします。

講演①：テーマ「特許ワーキング・グループ 2009 年度活動紹介」

講師：特許WG 福永 大介氏

福永様：重機中国の福永です。特許WGの09年度の活動報告をさせていただきます。よろしくお祈いいたします。多少増減はあるのですが、こちらの5社が、09年度の活動で主にいっしょに活動したメンバー企業であります。最初に特許WGの活動目的と参加条件について少しご紹介します。あとでご紹介しますが特許WGは2009年9月に、正式にWGとして成立しまして、それまでIPGで主に扱われていた権利侵害問題だけではなく、その他の特許、意匠、実用新案における実務上の課題などを共有して共同研究することを活動目的としております。また参加条件についてはご興味とやる気、積極性があればあまり職種などは問わないような形で設定をしております。次に特許WGの活動・作業の流れなどをご説明します。最初にメンバー間でそれぞれが持っている興味や課題などを出し合います。この段階ではメンバーがそれぞれ多くのテーマを挙げますので、相当数になります。そのため、自分たちで作業をすることも多いので、半年或いは1年でやれるだけのテーマを優先順位をつけてテーマを選定しています。そのときに作業担当のメンバー企業を割り当てるのですが、基本的には言いだしっぺと言いますか、自分で挙げたテーマをそちらのメンバー企業のほうで担当するというにしました。その後、担当メンバーのほうでそのテーマの研究に関する、研究の進め方について検討しますが、実際の進捗に当たってはメンバー間で進捗状況の共有と進め方の意見交換などをしながら、いっしょに協力をして進めます。このような活動によって複数の課題をメンバー間で意見を出し合って進めますので、メンバーの他社の考え方を理解できたり、進め方や考え方についてもお互いに補完しあうことができます。また、団体活動として動きますので、行政機関などに訪問させていただくときには、非常にアプローチがしやすいというようなメリットもあったかと思ひます。ちょっと見にくいですが、こちら今ご説明しました活動ステップを基にした2009年度のスケジュール感でございます。先ほど2009年9月にWGになったとご説明したのですが、もともとは有志の企業でWGというよりいっしょに課題について研究をしましようということで5月ごろから情報交換など実質的な活動を始めております。活動の内容の性質から、月に1度ほど集まって会合を開きましたが、そういうふう非常に緊密なコミュニケーションをとりながら進めましたので、先ほど申し上げたとおり作業の質は非常に高かったのではないかと思ひております。こちら細かい字のほうについてあまり目を凝らしていただく必要もないのですが、課題を選定するステップについて少し説明をします。いちばん左の列に特

許実務の、一般的な特許実務におけるキーワードを並べています。各ステップにおいて、各社、各メンバーがどのような興味や問題点を持っているかというのが課題として挙げています。ご覧いただけますように 30 件前後の課題が挙げられたため、こちら右手の、この表の右手の部分で優先度ですとか推進手法などを挙げて、この中から実際に研究を行うテーマを絞りました。実際に 09 年度最初の段階でこれを進めましょうと決めたのがこちらの 9 つのテーマになっております。今申し上げました 9 つのテーマから多少着手保留とかちょっと各種事情で 10 年度に回しましょうというものもありましたので、実際にはこちらの 6 つの活動を行っております。上の段にあります特許検索システムの比較調査ですとか、権利解釈における日中比較調査、実用新案判例の調査などは外部の専門家の方についてもらって我々メンバーが検討した調査項目に基づいて調査をしていただいています。専門家の方には随時中間報告をしていただき、調査過程でも多くの意見をワーキングのメンバーのほうからインプットさせていただきました。こちらの 3 つのテーマについては後日報告書として IPG メンバーの皆様にアウトプットさせていただけるかと思えます。その他先ほど申しあげた 1 ヶ月に 1 度の定期会合のほか、あとでご紹介しますアンケート調査、専門家を招いての勉強会などを実施いたしました。

こちら、次に実際に実施した活動内容についてご紹介いたします。こちらは特許検索システムの比較調査の一環なのですが、2009 年に上海市の知識産権局のほうで一般向けに公開された知的財産、知的財産権情報プラットフォームというものができていまして、その中にある検索システムについてご紹介をいただくため、上海市の知識産権局を訪問いたしました。その際は検索システムを開発した知識産権局職員などが講師として説明にあたっていただき、非常に新しいシステムの特長などについて設計者というか開発者の立場で分かりやすく説明していただけたかと思えます。こちらが今申し上げました特許検索システム調査の調査段階の調査の一環でのイベントですが、こちらの調査、恩田事務所の夏先生にご担当いただいています。その中で 4 つの特許検索システムを比較調査していただいています。こちらについてもこの 11 月の中間報告の段階でメンバーからより報告書の完成度を高めていただくために、各種質問をして調査の深みを増していただくようなアプローチをいたしました。

こちらは先ほど IPG 総会の議事次第でもちょっとご紹介をいたしました。特許法改正に関する意見交換会の光景です。北京天達の張先生に講師をやっていただいて、先ほども私からご説明させていただきましたが、あらかじめ特許ワーキングのメンバーから出したテーマを越えて多くの質問が参加者から出され、当初予定していた時間を越えて非常に丁寧に説明をしていただきました。

ちょっと見にくいかもしれませんが、こちらが各特許法の改正部分に合わせ事前に張先生にご提供させていただいた質問事項です。当初準備した質問事項も十分ボリュームがありましたが、その場でも参加者から活発に質問が出て、予定していた時間を越えて張先生にはご質問に答えていただきました。

次に、メンバーがそれぞれにテーマを持って作業し汗をかいた活動ですが、特許事務所

向けにアンケート調査を実施いたしました。

テーマは、「特許・技術調査」に関わるもの。「翻訳品質のチェック」に関するもの。「他社実用新案対策」に関するものです。北京・上海の特許事務所を対象に51箇所の特許事務所にアンケートをお願いし、21の事務所からご回答をいただきました。こちらに表示する事務所がご回答をいただいた事務所です。ちなみに、アンケートの発送に当たっては、対象の事務所の日本語対応能力を確認することも期待して、アンケートは日本語のみで作成し各事務所に発送させていただきました。また、その21事務所からの回答を統計し、興味深い回答や特徴的な回答をしている事務所など6つの事務所については、アンケート内容のフォローのため、メンバーで訪問させていただきました。

アンケート調査を行なった3つのテーマについて、かいつまんで調査結果をご紹介します。

まず「特許・技術調査」に関わるアンケート調査ですが、特許調査や技術調査のサービスの特徴や運営状況などについて調査をいたしました。ある設問では、文献調査時のキーワードの決定方法を質問しましたが、経験やインターネット調査から調査キーワードを決定している例が多くありました。また、多くの事務所では独自に技術用語リストを構築していることが分かりました。また、調査について、自社内での実施と外部発注について質問しましたが、一部を外注している事務所が多く、案件によって知識産権局の検索センターや審査官に個人的に依頼するケースがあるようです。

次に翻訳品質に関するアンケート調査です。こちら状況確認の質問で、最初にクライアントが持ち込む日本語原文についての問題意識について質問をしています。この中で、多くの事務所は、クライアントが独自に使っている用語とか、辞書にない新しい技術用語が翻訳における障害であると考えているようです。一方で翻訳品質の向上のための取り組みについて質問をしたところ、多くの事務所で、複数人で対応する、そのほか、分野ごとの辞書とか、クライアントごとの辞書を事務所独自に作っているところが多く見られました。これらのことから、クライアント側でも中国出願を代理人に任せきりにせず、翻訳チェック、用語集の提出など、積極的に関わっていることで、より翻訳品質が高められるのではないかと考えられました。

最後の他社実用新案対策に関するアンケート調査です。まず公報の定期購読状況など、クライアントの公報ウォッチング状況について問合せをしています。事務所を通して公報のウォッチングを行っている企業の中では、実用新案公報を発注せず、特許公報のみを発注するクライアントが40%もあることが分かりました。また、各事務所が代理した実用新案訴訟の結果の傾向について質問をしたところ、56%の訴訟では、原告が勝訴をして決着しています。これらのことから、実用新案のウォッチングの重要性、実用新案をもって、例えば中国企業などに提訴された際の深刻な状況等が分かりました。

以上が、私ども特許WGが09年に実施した活動内容です。まとめとして、1つにはメンバー間の情報共有が図れ、各社が抱える課題の共有、ひいては解決方法の共有等もできたのかと思います。また、特許検索システムの企画等については、報告書等のアウトプットの

できるところまでできました。さらに、専門家を呼んでの法律勉強会も大きなセミナーと違い、非常に細かいところまで質問ができ、非常に理解を深めることができたかと思いません。

また、アンケート調査及びそれに関連する事務所訪問によって、代理人業界の傾向や各事務所の特徴等も見えてきたかと思えます。09年度は、活動1年目として、活動のサイクルを構築することができ、また、多くの成果も得られたかと思えます。10年度は、09年度の継続テーマ、或いは新テーマの追加を行って、より活発な活動を行って行きたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

司会者：ありがとうございました。それでは、質問をお受けしたいと思えます。質問のございます方は、挙手いただけますでしょうか。

質問者：トヨタ自動車の竹市です。ご説明どうもありがとうございました。アンケートのところで、少し気になったことがあります。51社に送付して、21社返ってきた、ということで回答率4割なんですけども、この回答率の低さはこれは何かあるんでしょうか。ワーキングメンバー会社とお取引があるところに送付したのであれば、もう少し回答しもいいのかなと思っているんですが、どうやって51社を選ばれたのか、そのところをご教示いただければ幸いです。

福永様：ご質問ありがとうございます。まず51社の選定についてですが、基本的には無作為です。大雑把に言いますと、JETROさんの方で持っているリスト、例えば北京事務所さんの方でもホームページの方にリストが乗っているかと思えますが、そういったリストから、ちょっと上海、北京以外だと、何個も事務所がないということで、データが比較しにくいというのもありましたので、北京、上海に絞り、そのリストに載っているすべての特許事務所に出したという結果が51事務所になっています。

回答した・しないというのは、ちょっと理由は分かりかねるのですが、決してクライアントがこのアンケートに関わってるからとか、そういう理由はなかったかと思えます。

以上でよろしいでしょうか。

質問者：ありがとうございます。

司会者：その他に何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、福永様、どうもありがとうございました。

では、続きまして、2つ目の講演に移らせていただきます。模倣品対策の効果測定手法に関する研究ということで、凸版印刷株式会社の鳴村様よりご講演いただきます。鳴村様、よろしくお願いたします。

講演② テーマ：「模倣品対策の効果測定手法に関する研究」

講師：凸版印刷株式会社 情報コミュニケーション事業本部 嶋村 高志氏

嶋村様：凸版印刷セキュアメディア研究室の嶋村と申します。よろしくお願ひいたします。本日の表題にあります通り、模倣品対策の効果測定、非常に難しいテーマだとは思っておりますが、1つの切り口として消費者側の意識、模倣品及び正規品を買われる消費者の意識の面から、何かこれに比する情報が得られないかについてテスト調査を実質的に行ってみました。その点に関して今日はお説明をしたいと思っております。では、よろしくお願ひいたします。

まず、1番目に凸版印刷の模倣品対策の関わりについて、次に効果測定の意義と課題、3つ目にこれが本題となりますが、消費者の意識調査のサンプル分析を10問ほどピックアップしてご説明したいと思っております。最後に、まだこれからのテーマではありますが、今後の効果測定指標として、どのようなことができるのかというイメージをご提示したいと思っております。

では、最初に、凸版印刷の模倣品対策について、ご説明いたします。凸版自体は自社の製品をほとんど持っておりませんので、実は商標侵害を受けたことが1度だけしかございません。ただ、我々のクライアント様の商品がやはり大量に偽造されておるといったところがありますので、偽造の被害を受けている面と、その対策をご支援する面という2つを持っているというふうにお考えください。

まず、凸版印刷の事業領域ですが、このように証券、カード、商業印刷、出版等の7つの領域でやっております。この中で私のセキュアメディア研究室は証券、カードという分野に位置しております。ここで模倣品対策の支援を実施しております。

また、協業というところで、凸版だけではできない部分、特に海外は凸版印刷まだまだ弱い面がありますので、ドイツの第三者認証機関であるテュフライランドさんと07年より業務提携を行いまして、これによって、海外でのサービスサポートができるようになっております。

また、中国に関しましては、北京、上海、深セン及び地方都市において、事業展開を拡大しております。ちなみに、上海につきましては、セキュリティのメインの会社としまして、凸版印刷（上海）有限公司という会社がございます。1997年に、ICカードの製造発行で作った会社であります。昨年に偽造防止製品、所謂ホログラム等の営業免許の取得をいたしております。こちらが中心となって、皆様の模倣品対策をご支援していきたいと考えております。ちなみに、IPGの方にも、凸版上海のメンバーがよく参加をさせていただいております。

総括でございますが、凸版印刷としましては、セキュリティとマーケティング、この2つの観点で、模倣品対策の効果測定手法を研究できないか、と考えております。

では、続きまして、2 番目に効果測定の意義と課題。ご存知の部分も多いかと思いますが、改めて整理し直してみたいと思います。

まず、効果測定の必要性についてですが、その背景としまして、やはり長期に渡る景気の低迷、またそれに伴ってなかなか出張の経費が出ないとか、模倣品対策の費用も削減しなさい、といった話が出てくることが多いかと思います。ただ、それに反して、模倣品被害自体は拡大の一途を辿っており、被害金額が増えていると、それで今こそ模倣品対策が必要なんだということを再認識していただくことが必要ではないか、というふうに考えております。ですので、対策の効果測定を行うことの意義としては、対策の効果を見える化すること、できれば数値化を図りたいというところ。またそうすることで対策費用を最適化し、それによって継続的な模倣品対策ができるようにしていただきたいと思っております。これによって模倣品対策の実効性を高めていただきたく、これに起用できれば、ということが今回の研究テーマの目的でございます。

課題としてはこれも皆様もご存知の部分だと思っておりますが、とにかく費用対効果、お金の方は調査でいくらかかったけども、それで効果がどれだけあったのか、この数値化というのは非常に難しいというふうに考えております。また、その測定手法も未確立でございますし、変な話ですが、効果測定をするためにお金がかかってしまって、費用対効果が計れない、というようなグルグル回ってしまうようなこともあるかと思っております。ですので、できるだけお金をかけずに、何らかの効果測定ができないか、という観点から、我々も今研究をしております。

こちらは簡単な図でございますが、基本的には権利者様、摘発・差し止めを行っていただく AIC、TSB、公安、海関の皆さん、また模倣する側の関係、これにおいて今まで摘発の件数でしたり、押収した金額、また販売店舗の数や流通量から、模倣品対策の効果を測定されているような方が多いかと思っております。これはこれで非常に重要なポイントだと思しますので、我々としましては、下に書いてあるように、製品を買う側、模倣品を含めて製品を買う消費者の観点で、何らかの手法ができないか、守る側と侵害をする側、そしてそれを買う客様、消費者の側、その3つの観点で調査が出来ないかと考えております。

ここまで、非常に総論的なお話を差し上げましたので、これ以降、消費者意識調査を実際に実施したものの、このサンプルについて、1個1個の質問について、ご説明を差し上げたいと思います。

まず、今回行いました調査ですが、ちょうど1年ほど前2009年の3月10日から17日までに行なった調査でございます。目的は模倣品全般に対する消費者の認識及び購買動向についてです。できるだけサンプル数を多く取りたいと思しましたので、方法は対面とか、ヒアリングとかではなく、インターネットでのリサーチによる調査でございます。対象地域は、広東省及び浙江省、そこに住まわれている20代～50代の男女、1264名を対象とした調査を実施いたしました。日本の視聴率調査が大体300サンプルくらいで取っております。統計としても、300サンプルを超えれば、何とか統計データとしては効果があるものだ

と言われておりますので、広い中国の中で、1200 人だけでは、どこまで取れるかという面はございますが、1つの例としてご参考にしていただければ幸いです。

また全般的に申し上げましたが、今回は10製品分類について、それぞれの質問を投げかけております。こちらに表示しておりますように、自動車・バイク関連及びその部品です。また、事務機器、例としてはトナーというものを挙げさせていただきました。また、家電、ビジネスソフト、ゲームソフト、ブランド品、食品、飲料といった10製品についての購買意識をヒアリングしております。

さきほど一部かぶる部分がございますが、今回実施した1200人のサンプルの属性についてご説明いたします。

まず浙江省と広東省については、50%ずつ（少数点%で繰り上がってしまって、100を超えてしまっていますが、）ほぼ均等の割合で調査を実施しております。仮説というか、イメージとしては、広東省の方を模倣品及び正規品を販売するエリアというふうに位置づけ、浙江省の方を仮ではあるが、模倣品をもしかしたら製造しているのではないかと、というエリアに位置づけて調査をしております。最後の質問では地域差で結果が変わったか、というところの考察も入れております。

サンプル属性は、先ほど申し上げましたように、20代～50代までをほぼ25%ずつ均等に割り振っております。年代ごとでも300サンプルを超えるようにというような設計で実施しております。

また、男女についても、同じく半々で、性別による何か差が出ないか、というところをこちらは分析したいと考えております。

また、世帯年収については、6区分で2000元未満の方から、8000元以上で数万元の方も入れようかと思ったが、一旦は8000元以上という形で切らせていただきました。

これらの属性ごとに、質問結果は一部変わっておりますので、すべてご説明しますと、かなりお時間を取ってしまいますので、今日は特徴的な結果が出たところをいくつかをピックアップしてご説明差し上げたいと思います。

まず1つ目です。まずは「模倣品と知らずに購入したことがある商品は？」という質問をぶつけさせていただきました。回答としては、先ほどの10項目から選択していただく選択式でございます。

画面にありますこちらが回答結果です。自動車部品は、自動車を持っていない方も多くいたかもしれませんので、比較的少なくなっておりますが、全体の約5割の方が模倣品と知らずに購入をしていると回答しております。一番多いのは食品・飲料で、64.5%、続いて事務機器・トナー系が49.8%で2番目、家電・ゲームソフトが同じく45.6%の方が分からずに購入してしまった、と回答をしています。

では、先ほどが知らずに買ってしまったという質問に対して、今度は「分かっていて購入したことがある商品は？」というかなりストレートな質問をぶつけてみました。その結果はこちらでございます。先ほどよりも数値が減っておりまして、分かって購入をしたという回答が意外と少ないな、というふうに見受けられます。先ほどは食品が多かったが、

食品は 8.9%と非常に少なくなって、ゲームソフトが 50.9%、続いてビジネスソフトの 31.9%、事務機器 21.3%、という順になっております。

ただ、このアンケート結果に対して、恐らく模倣品対策に日々取り組まれている皆様方からすると、「こんなはずはないだろう」と、「もうちょっと多いのではないかなあ」と思われるかと思えます。我々としても、正直に答えていない方もいるのではないかという観点から、この結果の精度について、少し簡単ではあるが、考察をしてみました。「消費者は本音を回答しているのか？」ということに関して、質問を、先ほどのストレートの質問「分かって買っているか？」という質問と、少し変化球的な質問でトラップを仕掛けて検証してみたいと思えます。

ストレートの質問は分かっているかに対して、変化球でその後に模倣品と分かって購入する理由というものを選んで頂いています。その中に、購入しないという項目も一番目につけているが、これを選ばなかった方、イコール買ったとは言っていないが、買わないとも言っていない、ある意味模倣品を潜在的に購入する意識のある方ではないかという仮説で実施しております。

ゲームソフトを分かって買う理由としては、当然安いからというのが 55%、内容が変わらないとか、発売日が早い、売っていないというようなことがありました。ただ、購入をしないと言っておるのが 21.4%のみです。ですので、先ほどの逆を取ると、78.6%、約 8 割の消費者は、潜在的に買わないとは言っていない、逆にこちらの方が実態に近いのではないかなというふうな考察をしております。

それぞれの質問を、青字の方はストレートな質問をぶつけた場合で、オレンジの方はさきほどの変化球で質問をした場合です。すべての商品に対して、少しばらつきはあるが、回答の増加をしておると、ゲームソフトでやはり 8 割くらい、ビジネスソフトで 6 割、次が事務機器の 56.3%。ただこれでももしかしたらもっとちょっと多いのではないのかなという部分はありますが、今回はゼネラルな質問で、消費者という方も特定の自動車を持っている方、事務機器を持っている方という限定をしていないので、少しばらつきが出てしまっている感はあるかと思えます。ただ、こういった手法を用いることで、ある程度ゲームソフトに関してだけ見れば、8 割の方は偽造品を買う意思がある、というようなことが見えると思えます。

続いて、購入時に模倣品かを確認する商品、これも本物かどうかを確認しないで買う、ということは、模倣品でも良いというふうに思っている可能性はあるのではないかということから考察しております。

結果を見ますと、製品による差異が比較的大きく出ております。家電系が 63.6%の方が買う前に本物であるかを確認する。それに対して先ほど偽造品でもいいという回答が約 78%あった、ゲームソフトに関しては 25.8%と低い結果となっております。ですので、ここからも本物であるかどうかの確認というところが製品によってやはり変わっている、これイコール模倣品の購買意欲、購買意識というところに繋がっていくものではないかなというふうに考えております。

これ以降またいくつか質問を続けていきたいと思います。続いて 4 番目の質問、購入時の模倣品の判別手段は、さきほど判別の確認をするといったことに関して、「何を基準に判別をしているのか？」というところをこちらでは聞いております。この例では自動車部品を出しておりますが、いくつか判別方法があると思いますので、まず、三無商品であるかどうかというところ、これが 53%で一番多いという結果でした。続いて、ホログラム等の偽造防止マーク、これがあるかどうかを見る、というのが 48.3%で 2 番目、続いて国の品質保証のマークがあるかどうかというところが 46.4%でした。判断できないという回答が非常に少なかったが、実際これはここを基準にしてやるという回答でしたので、実際これをもって、判別ができたのかどうか、というところまで、今回の調査では少し踏み込めてはおらない状態ではありました。これは同じ質問について自動車部品、事務機器、ゲームソフト、食品・飲料についてそれぞれ比較したものです。上位の三無商品、防偽マーク、国のマーク、これらについては、ほぼ同等の傾向が見られております。ただ、やはりゲームソフトに関してはそれぞれの数値が他の商品と比べると、非常に少ない傾向になっておりますので、ここからも模倣品に対する認知度、模倣品で良いという認識が出ているのかなと考えております。

では、全部で設問 10 問ございますので、少し時間を速めて行きたいと思います。「購入後に模倣品と分かった場合の対応は？」という質問を投げかけました。こちらについても先ほどの 4 アイテムについてですが、一番多かったのはやはり購入店舗にクレームをつけるというところ、これが一番です。ただ食品・飲料に関しては、クレームをつけずに破棄してしまうのが 35%と意外に多い結果でした。また、消費者団体にクレームをつける、正規メーカーにクレームをつけるという回答が思ったより多かったが、実際にこれを行ったのか、行うというような意思なのか、というところがちょっと結果が曖昧になってしまいましたので、追加調査をできれば行って、本当はどこに行っているのか、という実態に沿った形で検証ができればなあ、と考えております。

続いて、6 番目の質問です。こちらでは、「模倣品を購入して被害を被ったことがあるのか？」という質問を投げかけてみました。3 割以上の方、約 32.9%の方が被害を被ったことがある、残りの 7 割近く、65%強、67%が「経験がない」と言っております。

次に、「被害を被った場合に、その後も模倣品を購入したいと思うか？」という質問です。こちらは 9 割、89.6%の方は模倣品を買わない、被害を受けたら買わないと言っています。ただ、10%の方は被害に遭ったとしてもまだ継続で買うという回答をしていました。ただ、ここでも被害の定義というところが、偽物で動かなくなってしまったとか、偽物だったこと自体を被害と取るのか、人体に例えば化粧品をつけて何かあったとか、そういった被害という認識がすこしぶれてしまったかな、ということが調査を実施した時の結果の反省点です。

この点に関しても 1 点だけ少し考察をしてみたいと思います。考察 2 として、アンケート結果の精度、「本当に買わないのか？」という検証です。先ほどは 9 割の方、89.6%の方は被害を受けたら買わないと回答していますが、本当に買わないのか？ だったら被害に

遭った方がどんどん買わなくなっていくって、模倣品が売れなくなるはずなんですけど、そこがおかしいのではないかなと思っています。ですので、ここでは模倣品を購入して実際に被害を受けたと回答した方だけに限定して分析をしてみました。

こちらの表、上が模倣品の被害を受けたと回答した約 400 人の方だけの回答です。その中で見ると、400 人中、91 人、21.9%の方は実は継続して模倣品で被害を受けたが、やはり買うと回答しています。とはいえ、また 8 割近くの方は被害を受けたら買わないとは言っていますが、下の被害経験がないと答えた 850 人、842 人の方と比べると、下が 4.7%に対して、上は 21.9%、約 5 倍の確率で模倣品の継続購入性が見られます。ですので、模倣品は買わないと考えているが、実際に買っている方だけで考えると継続する方、ここでは 2 割ですが、商品を特定して、もう少し掘り下げていたら、この数値がもっと多くなるのではないのかなと我々は考えております。

続いて、8 番と 9 番の質問については、インターネットについての質問という形を投げかけました。先ほどまでも、インターネット上の模倣品でしたり、WGもできたということで、関心が高まっている分野かと思っておりますので、2 つほどのご紹介をしたいと思います。

まず 1 つ目は、先ほどの店頭販売と同じように、「分かっている購入したことがある商品は？」という設問です。こちらのグラフを見て分かるように、ほぼ店頭と同じような回答結果が出ております。ゲームソフト系が多く、続いてビジネスソフト、事務機器と続く。ただ、該当なしという回答でしたり、全般的に回答数が少ないという傾向がありました。ですので、インターネットの普及はしているが、インターネットを使って模倣品と分かっている購入している方、というのは少ないのではないかなということが考えられます。結果はほぼ同じような状況です。

続いて、インターネット上で今度は模倣品と知らずに購入した方、という質問です。こちら先ほどと同じく、店頭と比べてやはり購入数が少ない、サンプル数が少ない傾向がありました。ただ、食品・飲料に関しては、店頭では 64.5%の方が知らずに買っちゃったと回答しているが、ウェブでは 14.9%と非常に少ない結果になっていました。これはすみません私がちよっと勉強不足で、ネット上で食品はあまり売られていないからなのか、たまたまなのかちよっと分からないが、こういった店頭との違いというの、一部見受けられております。まだ分析の方が明確な答えは出ておらない点もあります。

最後に 10 番目ですが、購入後に模倣品と分かった後の対応、先ほどクレームをつけるとか、捨てるというような回答がありましたが、折角地域を分けて、年齢を分けて調査をしておりますので、この部分については、地域と年齢による差異があるか、という観点で 1 つ分析をしてみました。自動車部品を例に挙げておりますが、広東省、浙江省、それぞれ 20 代～30 代、40 代～50 代とグループ 4 つに分けた結果です。こちらに書いてありますように、浙江省の 40 代～50 代の方 13.8%が破棄するというので、他の部分に比べると、5%～10%高い結果となっております。全体からすると、15%未満ですので、少ない数値ではあるが、自動車部品で分かって買うという発生率が少なかったのも、この数値からも浙江省の 40 代、50 代の方は、模倣品の証拠があるわけではないが、もしかしたら分かっている

購入していて、その結果何か不具合があった場合は破棄をしてしまって、納得済みである、というようなことも言えるのではないかなと考えております。逆に、若い層の方で回答が少なかった件ですが、こちらはもしかすると自動車を保有していない方がやはり多かったのかもしれないです。設問の中に全部の質問に出ることができませんでしたので、自動車を持っているかというのが抜けていたというところは1つ課題として残ってしまいました。

ここまで10問ほどの設問についての分析を説明しましたが、それぞれの10製品に対してすべて同様の質問を答えておりますので、この場にはないもので、結果どうだったか知りたいということがありましたら、おっしゃっていただければ改めてデータ等でもお送りできると考えております。

では、最後に、ここまでゼネラルな調査を分析してまいりましたが、今後の効果測定指標にしていけないか、ということで、今後の我々の課題としてご説明していきたいと思っております。

まず、効果測定指標の観点としては、消費者の購買意識、これと実際の購買動向、またブランド製品に対するイメージ、この観点で消費者の動向指数を数値化できないかと考えております。消費者意識自体の動向が例えば改善されることで、それイコール模倣品購買の現象、もしくは模倣品が買われる機会が少なくとも減少している、という結果に繋がっていくかと思っておりますので、その観点での数値化を今目指しております。こちらをよく我々も上司の人間と言われたりすることがあるが、「偽造品とみんな分かって買ってるんじゃないか?」とか、「模倣品でもいいと思ってるんじゃないか?だから対策なんてしなくてもいいんじゃないか?」という方も中にはいらっしゃるかと思っております。ただ、それに対して「本当にみんななのか?」「みんなって誰なのか?」「分かっているのか?」「良いと思ってるのか?」というところを明確にしていくことも1つ意義があるのではないかなと考えております。購買意識については、純正品の購買意欲と模倣品の購買意欲、このギャップを比べることによって、純正品の潜在的なニーズが出せないかな、というところが1つのポイントです。需要率という形で数値化を狙っていきたいと思っております。

また、性能でしたり、安全性についての認識、この違いが分かっているのか、というのがもしかしたら消費者の方が分からずに模倣品を買っている場合もあるかと思っておりますので、模倣品リスクの認知度合いを数値化していく、これによって告知がどこまで浸透したか、正規品の良さが伝わっているのか、というところが把握できるかと思っております。

2つ目の現実の購買動向ですが、こちらについては、購買意欲、潜在需要と実際の購買動向、これは調査でもいいですし、みなさまの営業実績と比べてみるというものもあると思っております。ここを比較して存在しているギャップは本物が欲しいと思ってるのに、買わない理由が何らか存在していると、この理由を明確にすることで次の対策にどこに重点を置くべきかというところに少しでもお役に立てれば、と考えております。

また、先ほどからの確認というテーマもありましたが、純正品と模倣品を識別するその実施に対して行ったが、それが区別できたのかというところで製品を確認していただくと。ここにもしギャップが存在していると、本物が欲しいのに、偽物を購入してしまったとい

う消費者、これがどれだけ存在するのか、この方々は被害者という意識も強い可能性が高いと思っていますので、クレームになったり、ブランドの損害というふうに繋がっていくリスクがあると考えます。

最後にブランドイメージリスクについては、先ほどと同じですが、模倣品使用によって被害を受けたこと、それに対してクレームをつけてくるという対象、これをもう少し明確にすることで、潜在的なクレーム発生リスク、これを数値化できないかと思えます。

最後にブランド低下のリスクについては、ブランドの好感度、折角いいと思っていたものが使った後に被害を受けた、余り良くなかったというところの結果がブランドイメージにどう影響してくるのか、これも定点で時系列を取って、被害を受けた方に対してどうだったか、被害を受ける前とその後でどう認識が変わったか、というところを比較する、これも有効ではないかなと考えております。

今後の課題ですが、消費者像の絞込み、こちらが一番のポイントだと思っています。今回の調査は広い範囲の方、ゼネラルに聞いてしまっていますので、回答にブレがやはり生じてしまっているかと思えます。ですので、ここを絞り込んだ上で、各指標のギャップというものをより正確に把握していくことで対策効果を指標化していき、改善策を明確化できるような手法が作れないかなと、いうところを目的に分析を進めていきたいと考えております。ブランドはかけがえのない財産であると、模倣品対策の推進・継続に寄与できるように、我々も模倣品対策、調査分析をしてまいりたいと思っています。本日は長い時間ありがとうございました。以上でございます。

質疑応答：

質問者 1: ホンダ中国の加藤です。ご説明の中に、模倣品の判別手段を問合せた結果の中で、三無商品かどうかの項目がありますが、自動車部品ではその理由が一番多く 53% となっていました。この三無商品とはどのようなものでしょうか。

嶋村様： ブランド名、生産メーカー名、及び生産地が書いていない商品と位置づけて質問しました。ですので、ノンブランドの商品である、というところの識別と考えてください。厳密に言うと、模倣品ではなく、偽で作っていて、これで御社の車に使える製品だというような形の時にお考え下さい。

質問者 1: そうすると、ブランド名がないものは模倣品だと思っているということでしょうか。

嶋村様： この結果だけで見えてしまいますと、そのように回答は出ております。5割。商品を問わずほとんどの方が三無商品、ブランド名が書いていない商品は偽物、まあ本物ではないというのが正しいかもしれません。

質問者 1: 実際、我々が困っているのはブランド名が付いている商標権侵害商品の偽物で、それをどう対応するかというところですので、今のご説明ですと、消費者の認識のズレというか、誤認というところが確認できると改めて分かりました。

嶋村様: ありがとうございます。我々もその辺りもう少し質問を明確に分けて、その定義を消費者の方に絞り込むところで是非参考にさせていただきたいと思います。

質問者 2: トヨタ自動車の竹市と申します。まずここで模倣品とは、所謂本物と間違えて買うという、所謂完全なコピー品という理解をしてよろしいでしょうか。ブランドも含めて。

嶋村様: 当初はそのように考えていましたが、先ほどのご指摘にあった通り、三無商品ブランド入っていませんので、その質問も入っている以上、ちょっと当初の予定から少しずれてしまった方にぶれているかもしれません。ただ、調査の目的は、あくまで区別の付かないデッドコピー品といったものを想定して実施したつもりではおります。

質問者 2: なるほど。また、説明中、自動車の部品だけではなく、自動車そのものの模倣品があるが、これは自動車の完全なデザイン及びブランドをコピーしたものが前提で答えられているという理解でいいですか。

嶋村様: 設問の方がそこまで明確に書いていないので、消費者の中には、表と裏で違うメーカーのものも偽造品と考えているかもしれませんし、デッドコピーでちゃんととっていただけるものと少しずれがやはり出てしまっているかと思います。

質問者 2: 我々が今苦勞しているのは、デザインの盗用ですが、所謂本物と間違えて買ってしまうような全てのコピーは余り少ないのが現状です。意匠の丸々コピーだけではなく色々な案件を意味しているということですね。

嶋村様: はい。そのように取っていただければと考えております。

質問者 2: 分かりました。ありがとうございます。

質問者 3: 住友金属の伴と申します。質問ではなくて、希望をお話しさせてください。今回の調査対象は、大半が B to C の商品となっていますが、是非 B to B に関する分野も同じような調査をしていただいて、教えていただければと思います。B to B の場合は、対象、聞く相手が専門的な知識を持っている方たちになると思います。そういう方たちが、どういう認識で模倣品を買うのかなど、是非教えていただきたいと思います。

嶋村様: ありがとうございます。是非その B to B のどのような方なのか、もし後でお時間

あれば、お話をさせていただければ、是非来年度の調査分析の中で反映できればと思います。
ありがとうございます。

司会者：その他に何かございますでしょうか。嶋村様はもともと IPG のメンバーですし、この後もまだ会合の方にご出席いただけますので、是非またご質問等がございましたら、時間を取っていただければと思います。それではもう一度拍手でお礼をお願いいたします。嶋村様、ありがとうございました。

(休憩時間)

講演③ テーマ：「知的財産権の権利行使時におけるリスク評価及び対応」

講師：北京康信知識産権代理有限公司 高野 博成氏

高野様：北京康信国際特許事務所の高野と申します。半分以上の人が今日初めてお会いするわけなので、今日少しここで話させていただきたいのは、権利行使に関する前準備の、前段階の話なので、まずその話というのは、結構具体的にまだここに書いていない判例とか、或いは事例に関して、それも口頭上で少しご説明できればと思いますので、ちょっと1時間くらい長いですが、最後まで聞いていただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

まず話の背景として、今日の話の流れとして、さきほど「見える化」という話があったが、非常にいい言葉だなと思いますので、それをちょっとお借りして、見える化という課題で一番最後まで話をしたいと思います。何なのかというと、権利行使、要するに原告になってる時のリスクがあるかどうかという話になります。通常にと考えると、訴えられて当然いろいろ賠償金とか、企業のイメージとかいろいろあるが、原告になったら、やっぱりそれに伴うリストというのも存在してます。従来ですと、例えば勝訴率とか、或いは勝たなければ意味がないとか、という話があるが、最近やはり日系企業が中国でどんどん権利行使ができて、或いはいい成果が上がっていると。勝訴率だけでどうしようもないので、やっぱり勝訴率と同時に何のために提訴するんだ、という話しをやっぱり聞かれることが結構あるんです。例えば目標が金額とか、或いは他社の侵害行為の中止させることとか、或いはよくあるのは、メーカーの方なので、独占的に市場で展開したいこととか、あると思います。それをちゃんと配慮されながら、提訴していただければと思います。ただ、提訴する時に、1つの材料としていろいろの項目を挙げました。それぞれの勝訴になりそうな時、あるいは敗訴になっている時のそれぞれのリスクに関して、少し考えました。何のメリットがあるかというと、実は2つあるのですね。・・・

テープ 2 B 面

・・・動きなので、下手ですれば、もう役員会議なんかでかけられる可能性があるかと思
います。そこで如何に企画とか、マーケティングの担当役員には説得する 1 つの材料とし
てこれは数字は出ているのだというふうに、ご利用ご活用していただければいいと思いま
すし、それとは別途にやっぱり自分の目的に応じた結果はそこで想定できるかどうか、得
られるかどうかに関して評価していただければと思います。項目はここでいくつかの項目
はあるが、実際に自分のあるメーカーでやっていることは、これの 2、30 倍の項目はある
と思います。例えば権利の安定性とかに関しても、はるかに多い項目はありますし、今回
はちょっと代表的な項目を挙げて、知財或いは会社を中国におけるおうえんじやの問題を
考えながら話をしていきたいと思ひます。

まず賠償金の話だと思います。中国で賠償金はどうなのかというと、結論から申し上げ
ると、非常に低額なやつが多くて、ここであげているやつは特許法の改正が施行されて、
100 万元で上限となったが、要するに、中国で高い賠償金額を求めようと思つたら非常に困
難です。例えば従来の判例とか、シュナイダーとか、富士化水とか、数千万とか、数億の
賠償金額はあるが、なかなかそんな大きな金額は出せることは難しく、実務上で、これ
は別に統計したデータでも何でもありませんが、聞いている話レベルで、ほとんど最後は定額
賠償額、従来の 30 万元とか、50 万元くらいの金額になっていると思ひます。そこで金額が
あまり期待できないので、だったら賠償金に関して、少しまだ別の手法を考えました。例
えば賠償金で高い金額が取れないか、じゃお金がほしいという時に、技術許諾とか、ライ
センスフィーの収入とか、というのはある程度期待できるじゃないかなと思ひます。中国
の企業もどんどんお金持ちになって、日本の進んでいる技術を積極的ライセンスさしても
らうためにいろいろ工作しているみたいです。或いはせつかく最後に賠償金でもいいです
し、或いは和解の条件とかでもいいと思ひますが、いい金額とか或いは高いお金が得られても、
最後に支払をできないとかの話もあります。それぞれに関して、少しずつ考えてみたいと思
ひます。

まず賠償金額なんです、100 万元というのはみなさんもご存知だと思います。中国で賠
償金額でいくつの算出方法があつて、特許権者の損害額、或いは許諾を受ける方の損害額、
それで分からなかったら、例えば侵害者の不当利益とかというのを押えれば、それでもい
いと思ひます。ですので、前記の 2 つだめだったら技術許諾料、これも 3 番目の条件とい
うのがあるが、無視していただいてもいいと思ひます。実際の中国でライセンスはたくさん
発生している社会ではないので、技術許諾使用料で最後に金額を算出したというのは、判
例として聞いているのは 1 件くらいしかないじゃないかなと思ひます。さらに 4 番目は定額
でなるんですが、なんでそれぞれだめなのかというと、まず特許権者じゃ自分の利益を出
せるかという話になります。なかなか難しいと思ひます。というのは、例えば具体的に裁
判所の方から、お宅の製品の原価はいくらだとか、或いはパーツのコストはいくらだとか、
細かく聞いてくることあると思ひます。ただ 1000 万、2000 万くらいの判決金で、全部そ
れぞれその金額のリストとか出せるかといつたら、難しいんじゃないかなと思ひます。要

するに営業機密になりますので、そこで出さなかったら、2番目の侵害者の利益になります。例えば従来のシュナイダーとか、サムソンの判例とか見ると、そこから出ていると思います。シュナイダーとか、サムソンとか自分の帳簿を全部出して、逆に税務署の方で請求されて税務署で納めてる税金の中の何%とかという金額で損害賠償額になったが、少し考えてほしいのは、日本の企業が中国のメーカー或いは企業に対して提訴している時は、中国の企業はちゃんとしてる帳簿があるかどうかという話になります。恐らくないでしょう。中国で通常脱税ってそこまではよく言わないが、税務帳で出ている金額は本当の金額はといたら、恐らくそんなことないと思います。例えばプラスマイナスゼロとか、利益はないとか言われたらこの2番目の算出方法は難しいと思います。最後の法定の賠償額になるが、最後はやっぱり裁判官があるレベルで例えば満額になることはないと思います。その中の半分とか50万元はどうやという話になると、まあ極端な話で、弁護士料よりも安いじゃないかという話になると思います。当然うちの事務所はそんなに高くはないので、そんな50万取ることないですけど、日本側でも人件費とかちゃんと掛けているわけで、それを計算すれば、金額だけじゃメリットはあるかというとならないと思います。

次にライセンスフィーに関して、どれだけの金額を得られるかという話になるが、実際にある自分の中国のクライアントがある日突然連絡入ってきて、日本の企業の特許に関してこれ十分に公開していないのだ、それ以外の内容もあると、その内容に関して知りたいから技術許諾してくださいとか言われて、日本は高いよとか言われて、言ったら中国のクライアントはうちは30万元くらいの金額が用意しているから予算があるから、是非技術許諾してほしいとかという話になって、というのは1つの例で結構中国でも最近やはり伸びているので、日本のノウハウとか或いは技術に関して非常に興味があって、侵害して物を製造できないというよりも、ちゃんと技術を共有してもらった方がいいじゃないかなという話も最近は何件か聞いてます。ですから、単なるお金がほしいとか、或いは当該商品、当該製品に関して中国で展開するつもりもなく、中国で将来も恐らく展開しないであろうという商品に関して、ライセンスしたっていいじゃかなと思います。

或いは日本のある製品を中国でこれから絶対販売していくのだと、だけど中国の人件費で曲げる可能性があるから、中国の企業とどこかで一緒にやろうかという時にライセンスですけども1つの選択肢になるかなと思います。

最後のその下のところに注意点が書いてあるが、実際に注意していただきたいこと1つあります。何かというと、技術許諾する前にやっぱり契約条件として許諾されている技術によって、第三者の権利を侵害する時の賠償責任はどこにあるかという話になります。中国の輸出条例とかによりますと、その辺はご存知だと思うが、結構不公平な条例というか、要するに外国の企業が中国で技術を輸出した場合は、その技術によって侵害した製品の責任は外国の技術輸出側の方が、要するに日本のメーカーとか、会社の方がその責任を負わなきゃいけない話だと思います。

つい先週で北京の方で話をさせていただいてるフジカシの判例なんか特にそうなんですけど、やっぱり外国の企業が中国に技術を輸出しているの、最終的に5000万元とか、とん

でもない大きい賠償額は全部日本の企業に振られたというわけですね。その辺もちょっと注意してほしいです。

どう対応すればいいかという話もあるが、例えば契約の中に輸出した技術とか許諾している技術に関して、その用途とか、期間とか、或いは規模を明記してほしいなと思います。そうなれば、1つリスクは低減されるんじゃないかなと予測をしています。

賠償金額の話になるが、最近は少しマシになったが、特に浙江省とか福建省とか広東省とかにちゃんと判決が出ているものは、翌週に行ったら、会社がつぶれたとか、或いは名前が変えられたとか、社長が変わったとか、けっこう話として聞いているし、自分も経験したことがあります。そうなった時に、実際に執行、強制執行をかけようと思ったら、かけられなくはないが、のちほど強制執行に関してもまだ少し話をします。なかなか困難なところがあります。例えば下の方に書いてある判決項の高額な賠償金になった場合に逃れる手段として、例えば責任者が居ないとか、当初その人が居たが、その人が産休だとか、休みだとか、2番目に新たな会社を立ち上げて、例えば隣に別の会社を登録してそれが逃れる。3番目は一番よくある話です。地方保護主義があつて、それをちょっと悪用されることは結構あるんです。実際にそれが悪用されれば、強制執行がなかなか難しいです。先週はある機会、北京の高裁の人と少し話を聞くことができました。どういう人がというと、北京高裁の強制執行廷の廷長という人に個人的にコメントを求める機会があつて、話を聞いてみました。強制執行とかで何でかけてくれないですか、或いは何で強制執行とか掛けてもあまり意味がないですか、細かく突っ込みました。今いただいているコメントで少しあるが、実際に強制執行は皆様経験されてる方も多と思うが、例えば北京で出ている判決は、強制執行は北京高裁の人は地方に行ってかけるかといったら、そうではなくて、地方の裁判所をお願いすることが多いんじゃないかなと思います。何でかという、いろいろ例えばコストの削減とかあるんですが、北京高裁、地裁の人とかでもそうですが、地方に行きたくないんだと、地方に行ったら危ないんだと言っています。或いはなんでなかなか強制執行をかけても立件してくれないかという話も実際に聞きました。向こうから非公式のコメントですが、貴方は知財の例えば知的財産関係の判決に関する強制執行の意義はどこにありますか、と逆に言われました。一番下ですよ、と答えはそれなんです。何なのかというと、例えば民法とか、会社法とか、或いは金融法とかの方が遥かに上であつて、特許法というのは民法の遥かに下の法律にありますので、ですから優先順位からすると、特に低いんだと、それが無いのは困ったりはしないでしょうとか言われたこともあります。国の建設で優先順位をかけなきゃいけないといわれました。ですから、特許関係、知財関係の立件がなかなか立件してくれないというのが1つあるんじゃないかなと思います。

3番目はもう1つ特徴として、ショウザイの事件が非常に多いんだと。涉外になるとやっぱり複雑になりますので、なかなか自分の分かる範囲も超えているので、それも知識的にもノウハウ的にも或いは社会背景でも自分の範囲外になりますので、簡単にコメントすることは難しいんだとか、或いは簡単に要件が全部あるからといって、強制執行かけられるかということ、そうとは限らないとか言われております。

知的財産関係の強制執行があるかといったら、なくはないです。何なのかというと、商標とか著作権とかに関して、非常にやりやすいたと、要するに見れば分かるという話になりますので、商標とか著作権に関して賠償金額もあるが、例えば新聞での謝罪とか、或いは訂正とか、言ったらかけてくれるんです。実際に金額が発生している時はどんなんだとかというと、通常はその会社に行って、その財務の人とかにお金頂戴とか、裁判官が言うわけで、命令するわけで、お金をくれるんですが、それはまずないと聞いています。何だかということ、例えばその被告の会社の銀行とか行って、口座を凍結するとか、それくらいしかないんだ。後は払うかどうかはその自由だとか言うんです。強制執行とかの話の聞いてると、中国で一番レベル高い北京高裁の裁判官でもそれくらいの認識なので、地方で外資系の企業がそこでお願いして強制執行をかけてくれるかといったら、結構自分では疑問に思うところが大きくなるんじゃないかなと思います。

ここまでは、訴訟のお金が取れるかどうかの話になるが、次に中国における権利の安定化に関してもう一度見直してほしいなと思います。自分がどっちかということ、明細書を書いている方が本業だったので、この辺に関して少し自分の感想も含めながら話をしていきたいと思います。

中国で実際に裁判をかけるとき、相手の対抗手段として、例えば行使技術の抗弁だとか、或いは特許侵害とかあるが、何よりも大きいのが当該してる権利をつぶしてることが一番効果的なんだなと思います。常識だと思います。そうならば、中国の審議委員会とか、行政訴訟とか経て、権利の無効化を図ることが結構あるんじゃないかなと思います。例えば無効化の中で、無効宣告を請求する時の主な理由でいくつかあるが、進歩性、新規性、記載不備、補正の範囲超えるとかあるが、実際に日本はどうなのかというと、恐らく7割か8割が特に進歩性が一番多いと思います。中国は実際に見てみたら、中で1/3くらいは記載不備に関する理由で無効になっていることが多いんじゃないかなと思います。この辺は中国と日本の1つの違いといえは違いますが、実際に中国でみなさんOAとか受けられていると思うが、ファーストOAとかで来られた時に記載不備に関するOAの%でどれくらいあると思いますか。実際に結構高くて、2007年の日本のOAPPAの方から委託されている仕事で少しデータを取りました。1000件のファーストOAで統計を取りました。いくつかの理由が同時に発生するときにそれぞれでカウントして、経験としてお見せしたいと思います。一番大きいのは細則の20条の不明確に関する話は、それはもう20%以上になっていると思います。27%か26%になります。2番目はさすがに日本と同じく進歩性という話ですが、3番目は新規性、4番目はサポート要件、これも記載不備の1つの理由です。5番目は必要な技術的特長の欠如、要するに理由で順番から申し上げると、1、4、5、3つを合計にすると半分以上になっていると思います。OAでは、権利査定している段階では、やっぱり記載不備の拒絶理由というのは非常に多いです。それでは延長上で、無効請求の時にそれぞれの理由で無効になることは結構多いです。何で記載不備がそんなに重要化かというと、日本では発生してないんです。日本の代理人の方とか自分も含めて、日本の弁理士の方とか、或いは企業の方とか、そんなに慣れてないので、逆にそれを1つでもし無視しておいて可

能性は最も大きい条件じゃないかなと思います。通常無効とか、されそうな時、或いは提訴する前に自分の権利の安定性を確認する段階で皆さんも恐らく検索されると思います。次は特許を分析すると思います。引例との比較とかいろいろやっていると思うが、いろいろ資料が出てきて一生懸命分析して請求するのはそれはいいと思います。但しそれ以外で元々文書で不備あるかどうかをもう一度見直してほしいと思います。その辺はあまりにも楽観的に、例えば引例がないとか、引例との区別はちゃんとできるとか、逆に特許が無効になる痛い目になる可能性があるかなと思います。

それに対して実は中国で裁判を経験されている方が多いと思いますが、実際に権利の無効化を請求して、裁判が中止になるかという話ですが、結論から申し上げますと、中止になります。一応条文では例えば実用新案の場合は中止にはなるが、発明特許では、原則上中止にならない、実は条文、内部の規則はあるが、実際に例えば特許で相手が無効請求が出されると、半分以上の確率で中止にはなります。それは口頭では中止だとか、中止の宣言とかじゃなくて、実務上の中止だとか、或いは開廷日が延びちゃうとか。開廷日が一旦決まったやつは、その日はまだ取り消しになるとか、延期されるとかということは結構あると思います。裁判に例えば無効が発生する時に裁判が延びちゃうとか、或いは無効される可能性があると思うが、それでは対策はどうすればいいかというところ、そこでちょっと解決内容に関して、分かりにくい、不成立を狙って、第三者のダミ会社とか使って無効請求したらいいじゃないかなと思います。何の話やら全然多分見当つかないと思うが、例えば1回第三者を使って、その明細書に記載不備があるんだとか、わざとそれを復審委員会に出してもらおうと、それを出したことによって、一応一時不在なんで、同じ理由で出される復審委員会で受け付けません。同じ理由でダミ会社を使って、敢えて理由不十分で出して復審委員会で1回そういう事例を作ることは結構大事じゃないかなと思います。それを作ったことによって、復審委員会の担当の方にこの権利に関して記載不備がないんだとか、或いは記載に関して十分されているんだとか、というような信憑を植えつけることも1つの手法じゃないかなと思います。通常ではあまり問われない方法ですが、逆にそれを延長上で例えば進歩性でちゃんと検索している文書があって、自分で無効請求すると、無効請求するだが、文章は出せないが、たとえば文書のつながりとか、検索の対応文献が2つあったとか、その示唆とかわざとないように出しておく、後に同じ資料を出されて無効請求をかけられても、無効なんて確率は減るんじゃないかなと予測しております。結局復審委員会でも審査官なので、その辺は信憑が大事じゃないかなと思います。

次に話をしたいのは、諸外国の展開になります。例えば中国で提訴されて、当然相手が無効請求なんか出されると、例えばその中で一部分のサポート要件がないとか、不明確だとか、そういう無効理由で出されたら、通常どう対応するかというところ、例えば1つの対応の方法として記載していない技術内容は公知技術であるとか、当業者が簡単に思いつくんだとか、例えば皆さん反論されると思います。反論されるのはいいが、証拠を出しなさいと言われれば、例えば教科書だとか、或いは自社のせんかんがなんか出されることが多いと思うが、それに出されることによって、リスクないかどうかというのは、もう少し確認

して考えてほしいと思います。例えばせんかんとか教科書とか出して、その辺は公知技術であると、当業者簡単に思いつくんだとか言いつつも、結局その場では無効ではないかもしれませんが、アメリカの展開ではどうなのかというと、例えば同じ裁判、アメリカでも起きているんだとか、アメリカの場合は何とディスカバリーが必要になりますので、中国の言っていることは、アメリカの権利に侵害あるかどうか少し考えてほしいと思います。例えば中国で簡単に思いつくんだとか言っちゃうと、今度はアメリカでその証言がそのままディスカバリーで用いられると進歩性の判断基準にひっかかる可能性がありますので、アメリカで無効になったりする可能性があります。ですから、中国だけじゃなくて、世界全体的にどう展開するかを少し配慮してほしいと思います。

ここまで権利の安定性になりまして、次は侵害行為を中心になるが、中国で通常判決の中で例えば侵害の行為の中止だとか、或いは賠償金とかいろいろあるが、今まで見てきた判決文の中で、金型の破棄とか廃棄とかは必ず日本のメーカーの請求している1つの項目になると思います。請求するにも関わらず、最後には金型の廃棄があるかといったらほとんどの場合は80%、90%くらいの場合は、判決文の中に金型の廃棄というのはないと思います。何でかという、裁判官から曰く、この金型はどの製品に対してなのか分からないから、なかなか判断が難しいんだとか言うが、実際に金型が残っちゃうと、再犯しないかという、やっぱりそれも1つのリスクあるんじゃないかなと思います。例えば口頭上でも絶対再犯しないんだとか、覚書とか、契約書があっても、後に再犯されることも予測されますので、それも1つの可能性として配慮していただきたいと思います。

それを防止するためにどんな手を打てばいいのかというと、1つこれからのテーマになるんですが、例えば中国で低額賠償金額で30万円とか、100万円とかというが、多分相手の企業にとっては痛くも痒くもないような金額になると思います。金額が低いので、それを了承の上で、どうしたらいいか、或いは次回で再犯するときに、知りながら再犯するので、裁判ルールがないので、その辺で中国で意図的に侵害されてもしょうがないんだとか、実際に条例の中に意図的に再犯、侵害する人に対する罰則は別途に設けるという話があるが、罰則の内容に関してまだ不明確なので、どの程度で罰則があるのか、全く分からないので、あまりその辺も期待できないんじゃないかなという背景があります。

1回提訴して、相手は恐らくいろいろ勉強すると思いますので、例えば提訴されて自分を防御するためにいろいろ知識を作ると思います。うまく回避するとか、うまく迂回して悪い知恵がついちゃうので、今度は或いは侵害の認定ができないように微妙に侵害するとかあると思います。そうなったら、結構厄介になりますので、それを考えると、提訴も1つのリスクじゃないかなと思います。

1つ一番ヨンバメンゾクにですね、これは一番悪徳、こちらから提訴して、最初は警告して、相手から全然回答がなかったです。知らずうちに相手がこちらのクライアントの商標を勝手に違う区分で登録しています。例えばテレビの会社だったら、全然違うトイレとか、お洋服関係とか、違う区分で登録することがあるんです。逆にその登録になってる商標をもって、うちではこんな商標があるんだ、お宅の会社はこっちの製品が侵害していると言

ってるにも関わらず、こっちの商標を侵害してるじゃないとか、言っても訳の分からない対応を 1 回実は見たことがあるんです。すぐそれを異議申し立てをして、その商標を無くしたんですが、やっぱりそれはこちらで考えられる範囲も限られますので、相手がどんな手で打ってきても可笑しくないじゃないかなと思います。ですから、相手もいろいろ悪い方法でやってくる可能性もありますので、それも 1 つのリスクじゃないかなと思います。

最後にいろいろあるが、何が一番重要なのかということ、例えば侵害防止でもそうですが、侵害の鑑定をする時の侵害鑑定可能かどうかというのが結構重要になってくると思います。再犯であろうと、意図的の侵害であろうと、普通の侵害であろうと、侵害の鑑定が困難な場合は或いはすぐ回避できそうな時に、提訴の時に 1 つのリスクとして事前から考えた方がいいと思います。

ここまで特許の話ですが、ここからは特許以外の話に関しても少し話していきたいと思います。

社会的なダメージとか、イメージとかの話があるが、原告になって何が悪いんだというような話があるが、実際悪いです。中国でこの前人民大会でもあったが、実際に自主産業とか、自主ブランドとか、技術的財産権のですね、それを国策としてされてるらしくて、さらにその中に中国の企業が自分でブランドを持つことは非常に政府として後押ししてくれてるじゃないかなという大環境があります。例えば相手、被告側が自主産業とか、民族産業と悪用して、言い切って侵害行為の取締りを民族工業への打撃だとか、というふうに言い切ると結構実は厄介なんです。みなさんももしかして経験があると思うが、明らかに侵害品を作ってる地方の会社に関して、ちゃんと提訴して勝って、最後に強制執行とかかけてその会社を潰しましたと、潰したことによって、その会社の従業員が仕事を無くしちゃいます。仕事をなくなっている従業員の人がまだ行政の、例えば地元の政府だとか譲歩してそこで文句言いに行って、政府の方から開業されることは予測されると思います。特に悪いパターンとして、裁判の途中にも関わらず、マスコミの方に悪い方に報道される可能性があります。例えば民族産業を打撃するんだとか、お宅日本の企業が中国の企業を潰す気があるんだとかということがあると思うが、そうなったら、結構不利になる可能性がありますので、逆に最後は判決が出ているやつは、マスコミの方から不利の報道があることによって、企業に対するイメージが悪くなる可能性があります。そうしたら、自分が可哀相だとか言い切って、金額を払わない可能性もありますので、その辺も配慮していただいた上で、提訴に踏み切るかどうかを判断した方がいいと思います。

実際に何ができるかということ、例えば被告の企業が地元では優良企業かどうか、地元での規模とか、地元の行政との関連性とか関係を少し配慮して、それも 1 つの判断の要素に入れてもいいと思います。

ここで自分の経験している 2 つの事例に関して、1 つは自分で経験しているやつと、1 つは分析している判例ですが、いい例と悪い例を出したいと思います。ある車メーカーはディスクブレーキって車のパーツがあるが、その侵害品が地方の方で出ていると、それを取り締まりに行くと、その工場を潰しました。結局地元の方から、中国の民族産業に対す

る打撃だとか、悪い方で報道されているにも関わらず、日本のメーカはどうしてるかという、車のパーツの模倣品の対策というのはこれは企業として企業の倫理としてやらなきゃいけないという話をしています。具体的にはどうしているかといったら、中国の法制日報という新聞紙があります。そこである報道を出したそうです。第三者の名義を使って。ディスクブレーキというのは、そこで使っている材料は非常に大事な材料であって、お粗末に模倣品とか発生すると、そこでブレーキが折れちゃう可能性がありますので、人命がそれによって奪われる可能性があるんだというふうに言って、逆の方に。逆に模倣品が出てそのものは品質がお粗末であろうとそうであろうと関係なく、その企業の企業倫理としてちゃんとやらなきゃいけない。人命を守らなきゃいけないとかと報道して。その効果を正直出せというのは難しいと思うが、やっぱり一般民衆にその企業の理念をちゃんとアピールした方が1つの対策になると思います。

極端にいうと、それはいい方の対応策ですが、悪い方の対応策は、つい先日にある判例を分析したが、今度は提訴している方は原告の方は、中国の自主知的財産全層の成果とか、或いはこれが中国の自主知的財産を守らなきゃいけないという姿勢を行政の方に言ってもらうんだと、どこの案件かという、この前分析した判例ですが、地方の方から、行政の方から応援するんだとか、応援してもらうんだとか、或いはその報道がたくさん出て、それを野放ししておく、結論から申し上げますと、結構裁判官としては1つの圧力になると思います。例えばいろんな報道があって、逆に中国の企業に不利な裁判を出しちゃうと、もしかして自分の政治的地位はどうなのかとか、後は結果問われるんじゃないとか、裁判官の方も心象が悪くなりますので、その辺はやっぱりきちんと対策をしてもらわなきゃいけないんじゃないかなと思います。

残り少ないが、或いは項目として円滑的に事業を成功させるとかあるが、あくまでも中国の各地方でビジネスを展開しないとイケないので、例えば行政の方で行政訴訟とか、その辺でむやみに起こしちゃうと、もしかして行政訴訟とか勝ったものは、結局行政の方から目をつけられると、結構悪影響出ると思います。想像できないところで悪影響出るんじゃないかなと思います。例えば行政の方でちゃんと取り締まりをやらないから、行政訴訟をとってくれないからといって、どこかの新聞で行政の悪口を言っちゃうと、行政の方から、下手すると、消防局の方からも文句言われる可能性がありますので、その辺も十分に注意した上で侵害の発生地の方で少しパラメータにしてもいいと思います。

結局いろいろタイトル、テーマがあって、評価する項目があるが、例えば賠償金とか、賠償金額の支払状況とか、いろいろな数字をパラメータにして、この辺で全部めいてんとかしているが、実際に当然その重みとは、ケースバイケースで違うと思います。例えばこんな評価してるが、一番下の企業の特別な理由とかあるというのは、この辺は十分に立派な理由になると思います。例えばその企業が日本のメーカに対して悪いことばかりしてきたんだとか、そうなったら無条件で提訴するんだとか、1つのそのパラメータで運命をかければいいと思います。最終的に訴訟のリスクのパラメータというのは、敗訴している時のパラメータ、プラス勝訴している時のパラメータ、最終的にプラスにならないと、

例えば提訴して、勝つか負けるか分からないが、或いは和解するか分からないが、極端な話で、勝訴してもお金が取れない、目的達成できない時に、提訴以外にも行政の方とか或いは警告だとか、或いは別の手法でいろいろ配慮した上で考えた方がいいと思います。

そこまで訴訟のパラメータを考えたが、それぞれに対して、どうしようもないかというところ、やっぱりパラメータをプラスで持っていくことも可能だと思います。それはなんなのか、例えば賠償金額を大きくしたいときに、賠償金額は定額じゃなくて、何らかの手法を使って侵害側の裏の帳簿を入手するとか、或いは探偵会社なんか使って、その利益を証明できるようにするとか、立証して大きな金額請求するんだとか、というのは可能だと思います。さらに適切な裁判所の選別も大事だと思います。例えば使用行為とか販売行為の発生地を選んで地方じゃなくて、なるべく北京とか、上海とか、広州とか、ちゃんと裁判してくれる裁判所の方で提訴されるのも、リスクを削減される1つの手法だと思います。或いは提訴のタイミングがあるが、発見してすぐ提訴するというのもいいのだが、例えば相手の会社の上場を狙ってとか、或いは相手の会社がこれから何らかの日本の別の会社と技術提携しようとしている時に、なるべく社会的に悪いイメージを与えられないようなタイミングを選んで提訴していただくと、後に権利行使もしやすくなると思います。

一応ここまでは、リスクの項目を申し上げましたが、実際発生しそうなリスクはそれ以外にも遥かにたくさんあると思います。例えば調査している時点で、相手に警戒されて、侵害確認訴訟を出されるとか、或いは調査確認前に、調査員が情報を漏らすとかいろいろあるが、最終的になるべくたくさん項目を提訴する前に何らかの形で評価。まあ別に表とかじゃなくてもいいですし、たくさん条件で提訴される前にリスクを分析した方が後に権利行使の目的を達成できるかどうかの1つの重要なポイントになってくると思います。

話の内容として結構大雑把な話しかないが、具体的にどう執行するかは結構ノウハウになりますので、興味のある方が居りましたらまた細かく聞いていただければと思います。

司会者：高野先生、どうもありがとうございました。それではご質問をお受けしたいと思います。挙手をお願いします。

質問者1：トヨタの王曉寧（音）です。ご説明ありがとうございます。ちょっと判決書に金型の廃棄について伺いたいことがありまして、今のその商標法改正のパブコメの草案には、地方のAICへ新規の追加ですけど、その侵害行為の自身の停止、または「侵害商品、侵害行為の実施に使用される財物、及び侵害商品の製造や登録商標標識の偽造に主に使用される工具（金型を含む）を没収、廃棄するものとし、かつ罰金を科することができる」という権利を与えたようですけど、もちろんこれが草案でまだ検討中ですが、例えばこれが法改正になった場合に、このような規定は裁判官へどのような影響があるのでしょうか。

高野様：ありがとうございます。恐らく法改正なされると思います。草案がそのまま法律になるじゃないかなと思いますが、但し、どこまで金型を廃棄できるかという話になりま

して、要するに何で裁判官が金型の廃棄を判決の中で書かないかという、因果関係が難しいんです。例えばある製品の金型と言いつつも、実は別の製品もそれによって製造される可能性があるんだとか。裁判官はなかなかその金型を廃棄することによって侵害品じゃないものも作れなくなっちゃう可能性がありますので、そうしましたら企業に対してダメージが大きいので、結構慎重にやってると思います。逆に何かというと、そんなことがなくて、例えば因果関係を立証できる時に、当然一審の方で服して、二審の方に譲歩していても全然問題ないと思いますし、例えば極端に言って、商標で日本で有名なブランド名とか、ホンダ様とか、ソニー様とか、そうなったら、そのままの金型がありましたら、絶対廃棄になるべきだと思います。ですからまずその侵害製品との因果関係があって、その次に侵害製品以外にも別の製品に実際に使用可能かどうかというのも 1 つのパラメータ、裁判官の 1 つの判決を出すポイントだと思います。

司会者：そのほかに何かございますでしょうか。

質問者 2：貴重な講演どうもありがとうございました。出光興産の原でございます。無効審判について伺いたいのですが、仮のケースとして、同じ発明の特許権に関する無効審判が、日本と中国で同時期に継続したとします。日本の方で審議が進みまして非常にクレームが狭くなった、この結論を中国の特許庁に連絡するというのは有効なのかどうか、という点と、あともう 1 つは、不成立を狙って、無効審判をするということでしたが、後になってその目的が分かった場合、リスクというのはないのでしょうか。権利を成立させるということについて彼らはそういうことを目的としてやったんだということが、たまたま証拠で見つかってしまった場合、後から何かしらの影響があるのかという点です。以上の 2 点、よろしくお願いします。

高野様：ちょっと順番を逆にして回答したいと思います。2 番目の方はすぐお答えできると思います。リスクとして最大のリスクは何かというと、権利が潰れちゃうことです。例えば出してる資料があまりにもガンマスですね、いろんな資料を準備して、結構自分の予測してるよりも審判官の方が無効と傾いたら権利つぶれる可能性があります。その 1 つ目のリスクだと。もう 1 つは実際は中国で自分の権利に対して、ダミであろうと、自分の本人であろうと・・・

テープ3 A面

高野様：・・・はるかに進歩性の判断基準が厳しいので、ですから、日本では無効なっているからといって中国でも無効になるとは限りません。或いは日本では主流ではないですが、例えば、自然法則の理由とかなんかで、その辺でまた中国でだいぶ司法条例がありますので、法律ありますので、ですから中身の違いをちゃんと考えながらですね、参考程度でいいと思うんですけど、日本でなっているからといって、中国でなるとは限りませんと思います。

質問者：どうもありがとうございました。

質問者：旭硝子の岳です。同じ無効審判についてちょっと細かい質問をさせていただきたいと思います。まず一つは無効審判を起こすタイミングについて教えていただきたいです。例えば、相手の侵害行為を狙う訴訟を起こす前に多分したほうが良いと思いますが、どのぐらいのタイミングをもってしたほうが良い、或いは無効審判を起こしてどこまで進んでいたら訴訟を起こしたほうが良い、このような前後のタイミングをひとつ教えていただきたいです。もう一つは、この無効審判の進め方については例えば、無効審判を請求すると、恐らく口頭審理がほとんどすることになります。例えば途中で口頭審理を参加せず、無効審判を放棄とみなしてもらったほうが良いのか、あるいは口頭審理をある程度参加して結局結論として、有効になった結果に達成してもらったほうが良いのか、これをちょっと教えていただきたいです。

高野様：ありがとうございます。

無効審理のタイミングというのは当然被告と原告両方ありますが、通常被告になって無効宣告請求をかけるんですけど、そうなりましたら、やっぱり早いほうが良いと思います。自分が被告になりましたら、ちゃんと資料が準備できた段階で、そのタイミングで良いと思います。あるいは無効請求とか出すというふうに、相手に見せながらやっぱり自分が被告になっていますので、あなたの特許を無効にしちゃうよ、見せながら警告をうまく解決するとか方法があると思うんですけど、基本的に無効宣告請求とか、長い時に1年以上かかることもありますので、それでちゃんと引き算をさせていただいていいのではないかなと思います。それが被告の場合です。

原告で今日話していることはこれはメジャーではありません。あくまでも自分でダミ会社なんか使って無効裁判とかをやっちゃうというのは、これは普通にやれる手段じゃないので、その辺でどんなタイミングでいいのか展開によって考えて欲しいと思います。例えば提訴する前から提訴で警告を送りまして相手がぜんぜん回答してくれそうもないので、或いは和解してくれそうもないので、そのときに無効請求を事前に提訴の前からかけるとかというのが、一つのタイミングではないかと思います。

それが一つ目です。二つ目は、口頭の前かどうかで話があると思いますが、一応裁判の中止を求めようと思ったら、それが目的で、無効裁判をかけようと思ったら、口頭の前の方がいいと思います。第一回目口頭審議の前で無効請求をかけて、その資料を持って、口頭審議が伸びちゃう可能性がありますので、それが自分で被告になっていることの時の一つの対策だと思います。その次に、例えば、口頭審議が終わってしょうとく法官が終わって口頭審議が終わって、無効請求をかけても恐らく中止しないのではないかと思います。要するに口頭審議終わりました最後判決が出ますので、よほどなことがない限り、そんなに無効で中止になることはないと感じております。

質問者：まず一番うえの質問はもし原告側として、提訴するとしますし、同じ不成立狙いでの無効請求をしたい場合は、やはり無効請求のほうが先にしたほうがいい。

高野様：先のほうがいいと思います。

質問者：二番目の質問で、先ほどちょっと説明不足と思いますが、聞きたいのは、例えば、無効審判を起こして、恐らく復審委員会からも口頭審議を行うこと…

高野様：そっちのほうですね。

質問者：そうです。そのときは例えば、原告としての無効審判を請求するときは、どこまで進んだほうがいいのかをちょっと聞きたいです。形式上だけでして、高等審理の通知がきたら参加しなくて、放棄するとの形にしたほうがいいのか、或いは、ちゃんと参加して、でもあまり対応はきちんとしなくて、結局権利は成立するという結論は出してもらったほうがいいのか、それが聞きたかったです。

高野様：ちゃんと参加してください。やっぱり参加しないと、意味がないので、参加して自分の理屈が審判官によって否定されたことを狙ったほうがいいと思います。例えば、ご自分の理屈は、その辺の技術を当業者が常識であるんだとか、中国でよくある公知常識なんかよくいいますが、それは審査官とは或いは審判官に認識してもらったほうが、目的の達成のために、必須ではないかと思います。例えば、何も言わなくて、口頭審議も参加しないで、そうなりましたら、あまりこう審判官の心象に影響ないのではないかと思いますので。ですから、参加してください。

質問者：わかりました。ありがとうございました。

司会者：最後に一つお受けしようと思いますが、ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、高野先生、どうもありがとうございました。

最後になりますが、ご帰任者のご挨拶をさせていただきたいと思ひます。

冒頭、お話をさせていただきましたとおり、シャープの林様が前回の IPG 会合後、帰国されまして、皆様にぐれぐれもよろしくとお伝えいただいております。このたび、3 月末をもってグループリーダーを約 5 年お勤めいただきました電装の久永様をご帰国される運びとなりました。前方スクリーンにて、これまで久永様にご負担いただいた上海 IPG 活動を放映させていただいておりますので、こちらをご覧くださいの上で、最後のご挨拶を頂戴したいと思っております。久永様、お願いします。

久永様：皆さん、こんにちは。2005 年の 1 月に赴任致しまして、5 年 3 ヶ月の赴任期間を終えまして、この 3 月に帰任致します。この間、上海 IPG をプラットフォームとしまして皆さんと交流させて頂き、情報交換させて頂き、さらに皆様と色々な諸活動に参加させて頂きました。ありがとうございます。また、この間、4 年余、皆様のご支援を頂きながら、上海 IPG のグループ長を勤めさせて頂きました。この場をお借りしまして、お礼申し上げます。ありがとうございます。

実は、私の会社で中国知財機能を私が立ち上げる際に、上海に機能を置くか、北京に置くかという判断が必要になりました。もちろん、模倣品対策が業務の一つですので、浙江省とか、広東省に近い上海の方が望ましいことは申し上げるまでもありませんが、実は、もう一つ重要な要素がありました。立ち上げに際して、事前に北京のジェトロさんを訪問し、話を聞き、北京の IPG の総会に参加し、更に上海の IPG の総会に参加し、それから上海のジェトロさんを訪問し、話を聞いて、ためらうことなく、上海を選びました。その理由は、上海 IPG では当時（北京 IPG に比べて）知財の専門家が少なかったのですが、非常に敷居が低くて、非常に参加し易い雰囲気がありました。さまざまな企業の方が参加されて、非常に多くの方がここで交流され、非常に活気が良い。それに惹かれるようにして上海に知財機能を置きました。

この上海 IPG というのは、今は非常に充実しています。情報交換の場から、業界横断のワーキンググループ或いは業界別のワーキンググループ、というように機能がすごく拡充しています。レストランに例えますと、ファミリーレストランですが、中に入ると、四川料理とか、上海料理とか、北京料理とか、或いはフランス料理とか、さまざまな料理が楽しめるレストランです。皆様には、是非この類まれなるレストランに今後も引き続き来て頂き、さまざまな料理を味わって頂ければと思います。

レストランのメニューについては当然見直しが必要ですので、皆様には総会とか、様々な機会を通じまして、アドバイスとかコメントを頂きたいと思ひますし、このメニューについては、当然追加も必要ではないかと思ひます。従いまして、色々なワーキンググループの立ち上げのご希望がありましたならば、是非ジェトロ上海さんにご希望を伝えて頂きたいと思ひます。必ずパワフルなジェトロ上海さんが皆様のご希望を実現して下さると思ひます。宮原さん、よろしいですよ。森永さん、よろしいですよ。お二人ともちゃ

んと「はい」と言って下さったと思いますので、皆様には、是非、ジェトロ上海さんにお話して頂きたいと思います。

私は、中国に 5 年半ほど居た期間に、二つの大きな宝物を得ました。一つは、置いて帰ります。もう一つは持って帰ります。置いて帰りますのは、一緒に今仕事しています中国人のスタッフで、この会場に来ています。史天楽と王菊が引き続き、この上海 IPG に参加しますので、引き続きご指導とご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。もう一つのほうは、この 5 年半ほどの交流を通じて、皆様とお近させて頂き、そして交流させて頂けたということです。

帰任後、私は、法務と知財の業務を兼任致し、中国関連の契約業務、それから中国を含めた、模倣品対策を担当致します。引き続き皆様と情報交換と交流をさせて頂きたいと思ひますので、よろしくお願ひ致します。最後に、皆様のご健勝とそれから上海 IPG の益々の発展を祈願致しまして、挨拶にかえさせて頂きます。どうもありがとうございます。

司会者：事務局のほうでいままでのご活躍をまとめたアルバムも作成しております。久永様前のほうにお出ましいただいてお受け取りいただけますでしょうか。

皆様、拍手のほう、よろしくお願ひします。

本当に長い間、ありがとうございました。最後に、連絡事項を一つだけ、冒頭にも申し上げましたけれども、本日のアンケート、よろしくお願ひいたします。それでは、第 45 回の上海 IPG 全体会合、以上で終わらせていただきます。お疲れ様でした。

(おわり)